

平成 26 年度末に中期目標期間が終了する
独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃
に関する勧告の方向性について（案）

平成 27 年 1 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

「平成 26 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「平成 25 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」の取りまとめに当たって（案）

平成 27 年 1 月 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素之

1. 本日、当委員会は、平成 26 年度末に中期目標期間が終了する 12 の独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を各主務大臣に対し指摘するとともに、平成 25 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての二次評価意見を、各府省の独立行政法人評価委員会等に通知しました。

2. 平成 26 年 6 月に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 66 号）が成立し、平成 27 年 4 月より新制度に移行することが予定されております。

新制度では、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下での P D C A サイクルを十分に機能させるため、総務大臣が策定した「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき、主務大臣が目標を策定するとともに評価を行います。また、総務省に独立行政法人評価制度委員会が置かれ、主務大臣の目標策定等をチェックすることとなっております。

したがって、当委員会が取りまとめる「勧告の方向性」及び「二次評価意見については、これが最後になります。

3. 今回の「勧告の方向性」では、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）の着実な実施を図る観点から様々な指摘を行っております。

また、「二次評価意見」では、明らかに不当な評定については見直しを求めるほか、府省評価委員会のこれまでの活動を総括し、来年度以降評価を担う主務大臣へ引き継ぐことを要請しております。

当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され、適切な見直しが行われることによって、各法人の一層の適正、効果的かつ効率的な運営が図られるものと確信しております。

4. もとより、独立行政法人の適正、効果的かつ効率的な運営には、主務大臣及び主務省の担当部局の努力とともに、独立行政法人自らの主体的取組が不可欠です。すなわち、積極的なマネジメント改革に取り組むとともに、現場の職員一人一人が自発的に意識改革を行い、業務の改善を積み上げることにより、トップダウンの改革とボトムアップの改善とがあいまって、法人のパフォーマンスが更に向上されることを期待します。

5. 最後に、当委員会は、独立行政法人制度が導入されて以来14年にわたり、独立行政法人がその使命を的確に遂行し、国民に対して一層効率的で質の高い行政サービスを提供できるよう、積極的な評価活動を行ってまいりました。

その結果、法人の業務実績を明らかにしたうえで評価を行い、評価結果を業務改善に繋げていくというPDCAサイクルが一定程度定着してきました。また、政府の独立行政法人改革の取組とも連携しつつ、事務・事業の改廃による法人の統廃合、不要資産の国庫返納、契約や職員の福利厚生経費の適正化、内部統制の充実・強化などについても一定の成果を得ることができたものと自負しております。

6. 今後は、PDCAサイクルを一層強化する観点から、主務大臣自らが評価を行うこととなりますが、評価の客観性や政府全体としての整合性を確保するためには、公正かつ中立的な立場から不断にチェックしていくことが

不可欠であります。

来年度から新たに発足する独立行政法人評価制度委員会が、当委員会の評価活動実績を活用し、十全にチェック機能を果たしていくことを期待します。

以 上

文 部 科 学 省

(案)

政 委 第 号
平成 27 年 1 月 日

文 部 科 学 大 臣
下 村 博 文 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人日本原子力研究開発機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

また、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣は、当委員会の意見を聴いた上で新中長期目標を策定することとされておりますので、最終的な見直し内容とともに、新中長期目標案の提出をお願いいたします。

独立行政法人日本原子力研究開発機構の主要な事務及び事業の改廃に
関する勧告の方向性

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 組織のガバナンス強化

本法人では、「もんじゅ」の保守管理上の不備の問題やJ-PARC事故等を受け、「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」（平成25年8月8日文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部。以下「基本的方向」という。）及び「日本原子力研究開発機構改革計画」（平成25年9月26日日本原子力研究開発機構）に基づき、平成25年10月以降、安全を最優先とした組織を目指した組織や業務の改革を行ってきている（資料1及び資料2参照）。

しかし、機構の各施設における放射性物質の漏えいや火災、監視設備の点検の不備、研究所内への不審者の立入などの事例が後を絶たず、組織全体として安全意識の醸成は、十分なものとなっていない。今後、機構が原子力に関する研究開発を行っていく上で、組織全体として、より一層、安全を最優先としつつ、効率的・効果的な業務運営を目指していくことが強く求められるものである。

このため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 本法人は、安全に関し、理事長の考え方の周知・徹底、グループでの討論、役員の施設・設備の巡視等の取組を実施することで、職員の意識向上に取り組んできているが、今後においては、業務に従事する職員一人一人が、徹底した安全意識をもって業務に従事し、業務上の問題点を改善していくことが重要である。このため、直ちに、それぞれの研究開発の現場にそれら現場職員による取組を統括することができる者を置くなど現場レベルでの改善を推進する手法を導入するものとする。

また、それぞれの業務を管理する責任者である役員が、上記の現場における安全

の確保や問題点の改善等の取組を先導するものとし、それらの進ちよくが遅れた場合、関係役員の業績評価を踏まえた手当の減算等により責任を明確化するものとする。

(2) それぞれの現場における、業務における安全を確保するために日々実施しなければならない事項、事故等の発生時に必要となる対処方法、報告・連絡手順等の業務管理、保守点検方法等の仕組みを直ちに整備し、不断に見直して改善するものとする。

(3) 本法人は、平成26年4月1日、従来の8研究開発部門17事業所等を6部門及び共通管理部門に集約し、各担当理事を部門の長とする一元的な責任体制を整備している(資料1参照)。今後においては、これまでの組織体制の見直しによる効果や課題を総括した上で、安全管理に係る組織や体制の不断の見直しを行うものとする。

(4) 本法人が「もんじゅ」の再稼動を目指し、また、原子力に関する研究開発を推進していくことに対する国民の視線は厳しいことが想定される。本法人は、自らの業務に対する国民の理解を得、信頼回復を図るとともに、原子力の安全性に対する国民の信頼回復に資するため、上記(1)から(3)までの取組に加え、原子力そのものの安全性向上に貢献するため、①本法人が果たすべき役割、②研究開発の内容を明確化し、これを着実に実施するものとする。

(5) 上記(1)から(4)までの取組状況、実績や、事故等発生時の詳細な原因分析・対応状況等については、一層積極的かつ迅速に公表するものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 「もんじゅ」における高速炉に関する研究開発

高速増殖原型炉「もんじゅ」において今後実施を予定する研究開発内容については「もんじゅ研究計画」(平成25年9月30日文科科学省)に掲げられ、また、「もんじゅ」の位置付けについては、「エネルギー基本計画」(平成26年4月11日閣議決定)(資料3参照)において、核燃料サイクル、廃棄物の減容・有害度の低減等に関する研究開発を行うものとされている。

一方、平成7年12月の金属ナトリウム漏えい事故をはじめ、22年8月の原子炉内中継装置の落下事故、24年度以降の保安規定に基づく機器の点検漏れの発覚などによ

り、これまで約 19 年の長きにわたり本格的な運転を行っていない上、今後克服しなければならない課題も多く、再稼動のめども立っていない状況である。

さらに、その間、毎年度多額の施設の維持管理経費等を費やすなどの状況となっている（25 年度予算で約 174 億円、26 年度予算で約 199 億円。資料 4 参照）。

以上のような状況を踏まえ、「もんじゅ」が国民の信頼を回復し、「エネルギー基本計画」に位置付けられた役割を確実に果たすことができるよう、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 今後の研究開発の工程等の明確化

「もんじゅ」で実施する研究開発については、それらをいつから開始し、いつ成果を得ることができるのか見通すことができないことから、それらの研究開発の必要性自体に疑問が生じることにもなりかねない。このため、高速炉の研究開発についての長期的な方向性、当該方向性における「もんじゅ」の研究開発の位置付けや目的等を明確化した「エネルギー基本計画」や「もんじゅ研究計画」に基づき、原子力に関する研究開発政策を担う文部科学省の主導の下、本法人は、可能な限り早期の再稼動に向けた課題別の具体的な工程表を策定し、個々の研究開発の実施方法、成果内容・時期、活用方法等を具体的かつ明確に示すものとする。

また、安全の確保を最優先とした上で再稼動するまでの間における維持管理経費の削減方策を早急に策定し、それに沿った取組を行うものとする。

さらに、現行の中期計画において予定された本格運転の開始及びその後の研究開発ができていない状況を踏まえ、「もんじゅ」の再稼動が大幅に遅れた場合について、関係役職員の業績評価を踏まえた手当の減算等により責任を明確化するものとする。

(2) 保守管理の在り方、事故等防止対策の見直し及び明確化

本法人は、これまで、「もんじゅ」について、安全に対する意識改革等の取組は行ってきたものの、保守管理上の不備等による原子力規制委員会からの保安措置命令の解除が必要となっているほか、長期間にわたる監視設備の点検不備の放置の事例が発覚するなど、克服すべき課題が残されている。

「もんじゅ」の再稼動を目指すに当たっては、業務に従事する職員一人一人が、徹底した安全意識をもって業務に従事し、業務上の問題点を改善していくことが必要であるが、現状、これらのことが現場の職員により行われるよう管理、統括等が

十分になされていない状況である。

したがって、現場の職員の安全意識の徹底、業務上の問題点の改善等を行うことができるよう、直ちに、それらの取組を統括することができる者を置くなど現場レベルでの改善を推進する手法を導入するものとする。

また、これまでの事故等の原因等の分析結果等を踏まえ、速やかに、現場における、安全を確保するために日々実施しなければならない事項、事故等の発生時に必要となる対処方法、報告・連絡手順等を示したマニュアルを整備するなど、安全に稼働させ、事故の発生を防止するための業務管理、保守点検方法等の仕組みを整備するものとする。

(3) 国民の理解を得るための十分な説明

福島第一原子力発電所事故以降、原子力施設の安全性に対する国民の関心は非常に高くなっており、「もんじゅ」の再稼働に対する国民の理解を得ることが必要不可欠であることから、

- ① 再稼働までの具体的な工程
 - ② 「もんじゅ」において実施する研究開発の意義・目的、成果内容・時期、成果の活用（貢献）方法
 - ③ 安全性についての合理的な根拠
- について早急に取りまとめ、国民に対し分かりやすい形で公表するものとする。

(4) 研究開発内容の見直し等

「もんじゅ」における高速炉に関する研究開発については、一定程度長期間を要するものも多く、今後も引き続き、研究開発の進捗状況、国際的な高速炉に関する研究開発の動向、社会情勢の変化等を踏まえて評価を行い、研究開発の重点化・中止等不断の見直しを行うものとする。

2 HTTR（高温ガス炉）における研究開発

「エネルギー基本計画」においては、安全性の高度化に関する原子力技術の研究開発の推進の例として高温ガス炉が掲げられており（資料3参照）、今後、文部科学省において、将来の実用化像やそれに向けた具体的な研究課題等について検討されることとなっている。

他方、本法人のHTTR（高温ガス炉）については、東日本大震災以降稼働しておらず、現状、新規制基準への適合確認の後、平成27年度中の再稼働に向けて維持管理を行っている状況であるが、その間も多額の維持管理経費等を費やしている（平成25年度予算で約5.5億円、26年度予算で約5.6億円）。

本法人は、今後、HTTR（高温ガス炉）に加え、高速増殖原型炉「もんじゅ」における研究開発も実施していくことを想定していることから、限りある本法人の経営資源の中で、HTTR（高温ガス炉）に関する研究開発にどの程度重点を置いていくかということも重要である。

このため、HTTR（高温ガス炉）に関する研究開発については、以下の措置を講ずるものとする。

① 文部科学省は、高温ガス炉の実用化像やそれに向けた具体的な研究課題等の検討について、次期中長期目標期間中の早期に結論を得るものとする。それを踏まえ、HTTR（高温ガス炉）に関する研究開発について、本法人の研究開発業務の中でどの程度重点を置いて研究開発を実施していくかということをも明確化するものとする。

また、安全の確保を最優先としつつ、再稼働するまでの間における維持管理経費の削減方策を策定し、それに沿った取組を行うものとする。

② 本法人は、実用化に向けた研究課題に即して、実際に実施する具体的な研究開発内容を明確化し、それらの個々の研究開発ごとに、いつまでにどのような成果を得て、それをどのような方法で活用するか等を具体化し、着実に研究開発を進めるものとする。

3 放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発

使用済燃料問題については、「エネルギー基本計画」においても、将来世代に先送りしないようその対策を着実に進めることが不可欠であることから、地層処分に関する調査・研究や、減容化・有害度低減のための技術開発を推進すること等とされている（資料3参照）。

本法人は、これまで、放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発として、坑道掘削による深地層の研究開発等を実施してきたが、一方、基本的方向においては、①今

後早急に、瑞浪及び幌延の坑道における調査研究の成果を取りまとめ、施設の廃止を含め今後の方針を策定、②早急に、廃止措置すべき施設の優先順位付けをすることが重要等とされており、限りある本法人の経営資源の中で、放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発等についても合理化、重点化が求められている。

このため、放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発等について、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発

本法人の放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発拠点の中には、①幌延拠点（北海道幌延町）や東濃拠点（岐阜県瑞浪市）については、地元地方自治体との協定に基づき放射性廃棄物を持ち込まずに地層処分の研究を行っている、②人形峠拠点（岡山県鏡野町）については、平成 13 年のウラン濃縮プラントの運転終了以降 10 年以上にわたり、鉱山跡地の跡措置、運転を終了した施設・設備の解体・撤去、遠心機等の除染等を行うのみとなっているなど、機構が今後長期的・継続的に施設を保有し研究開発を行う客観的・合理的根拠が明確となっていないものもある。

以上の状況を踏まえ、本法人において施設を保有し実施している放射性廃棄物の最終処分に関する研究開発については、本法人の研究開発業務の効率的・効果的な実施の観点から、他の研究機関への委託などにより重点化するものとする。

また、業務の効率化等の観点から、保有する施設・設備の処分に向け、現時点では役割を終えて使用していない施設・設備については速やかに廃止措置を行うとともに、業務の重点化により不要となる施設・設備等についても計画的に廃止措置を行うものとする。

(2) 低レベル放射性廃棄物の埋設事業

低レベル放射性廃棄物の埋設事業については、独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 51 号）により、原子力に関する研究開発等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分について、発生主体である本法人が、自ら及び他機関からの委託を受けて実施することとして、本法人の業務に位置付けられたところである。

各研究機関、医療機関等において長年発生、累積している低レベル放射性廃棄物については早急な処分を行う必要があるが、上記改正法の施行後 6 年を経過した現

時点においても、埋設地が未選定である等進ちよくが見えていない。

以上の状況を踏まえ、本法人が行うこととされている埋設事業については、次期中長期目標期間中の可能な限り早期に、事業の開始までの具体的な工程・スケジュールを策定し、それに沿って着実に実施するものとする。

4 福島第一原子力発電所事故への対応に関する研究開発

福島第一原子力発電所事故への対応について、本法人は、原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、これまで、関連する研究開発を実施してきており、今後は、研究拠点施設を整備して、事故により発生した放射性物質の性状把握、分析・研究や遠隔操作機器・装置の開発実証等を行うこととしている。

これらの研究開発の成果は、必要なものを遅滞なく廃炉事業等に対して提供することが求められると同時に、基本的方向においては、具体的に機構が担うべき事項を明確にし、合理的かつ効率的に実施することとされている。

このため、今後、福島第一原子力発電所事故への対応に関する研究開発については、以下の措置を講ずるものとする。

① 研究開発の成果を遅滞なく廃炉事業等に対して提供することができるよう、実施する具体的な研究開発内容について、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議)の内容を更に具体化し、本法人でなければ実施することができないものに特化して明確化し、研究開発を進めるものとする。

その上で、速やかに研究拠点施設を整備するものとし、本法人においては、個々の研究開発ごとに、いつまでにどのような成果を得て、それをどのような方法で廃炉事業に提供・活用するか等を具体化し、着実に研究開発を進めるものとする。

② また、研究開発を合理的かつ効率的に実施する観点から、諸外国における廃炉措置等に関する研究開発成果、廃炉措置等の進ちよく状況、政府、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力等の関係機関との役割分担等を踏まえ、研究開発の重点化・中止等の見直しを行いつつ推進するものとする。

5 核融合研究開発

核融合に関する技術については、「エネルギー基本計画」において、「国際協力が進められているITER（国際熱核融合実験炉）計画や幅広いアプローチ活動を始めとする核融合を、長期的視野にたって着実に推進する」とされており（資料3参照）、本法人では、これまで、国際約束であるITER計画における我が国の国内機関としての超伝導コイル等の調達などの貢献や、核融合反応を発生・持続させるための技術の研究開発など、核融合研究開発を実施している。

一方、本法人は、原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として着実に成果を得て原子力政策に貢献していくため、実施すべき業務の重点化を図ることが重要課題となっており、基本的方向においても、核融合研究開発については、長期的な視点からの最先端の研究開発であることにより、「国内の他の研究機関へ人材及び施設・設備等を業務移管することとする。」とされている。

現状、文部科学省では、平成28年4月に、核融合研究開発を含む量子科学関連研究の業務について、研究上の親和性・発展性の観点から独立行政法人放射線医学総合研究所へ移管する方向で準備を進めているとしている。

このため、核融合研究開発については、次期中長期目標期間中の早期に、移管までの具体的な工程（成果時期と移管時期との関係も含む）等を明確化し、着実に移管を進めるものとする。

6 ISプロセス（連続水素製造試験装置）による研究開発

「エネルギー基本計画」において、水素エネルギーについては将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されるとして、多様な技術開発や低コスト化を推進することとされている（資料3参照）。

本法人では、平成26年3月、ISプロセス（連続水素製造試験装置）を完成させ、連続水素製造性能の検証等を実施しているが、一方で、原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として着実に成果を得て原子力政策に貢献していくため、実施すべき業務の重点化を図ることが重要課題となっている。

そのような状況において、ISプロセス（連続水素製造試験装置）による研究開発は、すでに要素技術が完成し、工学規模の実証段階に達しているものであるが、原子力に関する研究開発との関係が薄いことを踏まえ、次期中長期目標においていつまで

にどのような研究成果を得るのかを明確化した上で、早期に研究成果を取りまとめ、民間等へ移転するものとする。

7 量子ビーム研究

本法人は、原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として着実に成果を得て原子力政策に貢献していくため、実施すべき業務の重点化を図ることが重要課題となっており、量子ビーム研究については、基本的方向においても「個々の施設ごとの状況を検証し、国内の他の研究機関への移管も含め業務の見直しを図る。」とされている。

現状、文部科学省では、平成28年4月に、量子ビーム研究の一部を含む量子科学関連研究の業務について、研究上の親和性・発展性の観点から独立行政法人放射線医学総合研究所へ移管する方向で準備を進めているとしている。

このため、量子ビーム研究の一部については、次期中長期目標期間中の早期に、移管までの具体的な工程（成果時期との移管時期との関係も含む）等を明確化し、着実に移管を進めるものとする。

8 使用済燃料再処理施設

本法人では、平成26年9月、東海拠点に所在する使用済燃料再処理施設の一部について、廃止することとしており、これについては、廃止までの工程・時期、廃止後の本法人としての使用済燃料再処理技術の研究開発体系の再整理、施設の当面の利活用及びその後の処分計画等について明確化し、これに即して着実に措置するものとする。

第3 保有資産の見直し

1 自己収入の確保

本法人では、保有する研究施設・設備を大学、公的研究機関、民間企業といった外部の利用に供している（資料5参照）。これらの施設のうち、例えばJ-PARCについては、外部利用の需要が非常に高く、有償利用及び無償利用を合わせた平成25年度の課題実施件数は147件に上っているにもかかわらず、有償利用の割合が当初の見込みよりも低かったため、同年度の利用料収入は約1,700万円にとどまっている（1日当たり利用料は約200万円）。これについて、文部科学省は、これまでは利用者ニーズ

を引き出すことを目的として利用料金を軽減してきたとしているが、今後においては、利用料収入の増加のための取組の一環として、速やかに、利用料金の軽減措置について見直しを行うものとする。

2 保有資産の処分等

本法人では、これまで、業務の効率化等の観点から、保有する必要性がなくなった研究施設・設備、分室、宿舍等の資産の処分、運営の合理化等の取組を行ってきた。

今後、本法人が、原子力に関する唯一の総合研究開発機関として、求められる成果を適時適切に得て我が国の原子力利用に貢献していくためには、保有資産を絞り込み、組織運営の一層の合理化・効率化を図っていく必要がある。

このため、機構が保有する資産について、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 展示施設の処分等

本法人では、地域住民による正しい原子力の理解増進に資すること等を目的として運営してきた9展示施設のうち6施設について、平成24年8月までにその機能の廃止を行った。しかし、廃止後も処分が進まず、その間、毎年度多額の維持費を要していることから、早急にその必要性を検証し、これらの施設の処分を行うものとする（資料6参照）。

また、現在展示施設として機能している3施設のうち2施設（きつづ光科学館ふおとん及び大洗わくわく科学館）については他法人等へ移管する方向で検討しているところであり、残り1施設（むつ科学技術館）についても、できる限り早期に、利用者数の推移等も踏まえ展示施設としての必要性を検証した上で、可能な限り施設の処分を行うものとする。

(2) その他保有資産の処分等

一層の効率的な組織運営の観点から、上記以外の保有資産（資料7参照）についても、引き続き、機構が保有することの必要性について厳格に検証し、具体的な計画のもとに、処分等を着実に推進するものとする。

上記第1、第2及び第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 調達業務における透明性・効率性の確保

本法人では、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、これまで、契約における競争性の確保の観点から随意契約の見直しを行い、機構における契約案件数に占める随意契約件数の割合は減少してきている（資料8参照）。

一方、一般競争入札により行われている契約案件においては高落札率案件が比較的多く見られ、中には、複数者が応札している契約案件で落札率が100パーセントとなっているものもみられる（資料9参照）など、実質的な競争性や透明性が確保されていないものも見られる。

このため、今後、調達業務については、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 一般競争入札における透明性・効率性の確保

競争性が高い契約方式である一般競争入札により行われている案件については、契約方式のみならず、実質的な競争性や透明性が確保されることが求められる。このため、複数者が応札している案件で落札率が100パーセントなど高落札率となっている一般競争契約案件などについて、契約監視委員会等における個々の案件ごとの原因の分析・検討等を踏まえた改善方策を講ずるものとする。また、特殊な仕様内容の案件、原子力施設・設備で求められる相当程度の品質を確保する必要がある案件等については、必要に応じ、総合評価落札方式や随意契約も含め、最適な契約方式への見直しを行うものとする。

(2) その他契約事務の効率化のための取組

本法人の業務の効率化を図るための方策として、契約事務の見直しは重要である。このため、機構全体での案件を精査し、同様の内容の案件を別個に複数行っている場合は、それら複数の案件を一括調達するなど、契約事務の効率化のための機構全体の取組について継続するものとする。

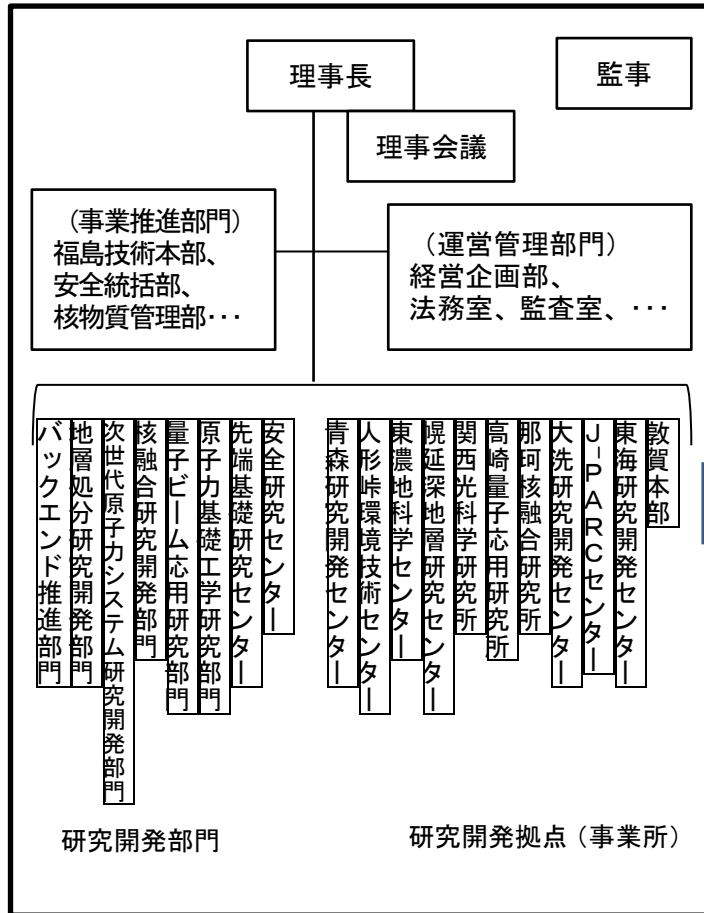
なお、これまで取り組んできている随意契約の見直しについては、随意契約とする案件の範囲の合理性等について、引き続き見直しを行いつつ取組を継続するものとする。

- 2 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、目標を策定するものとする。

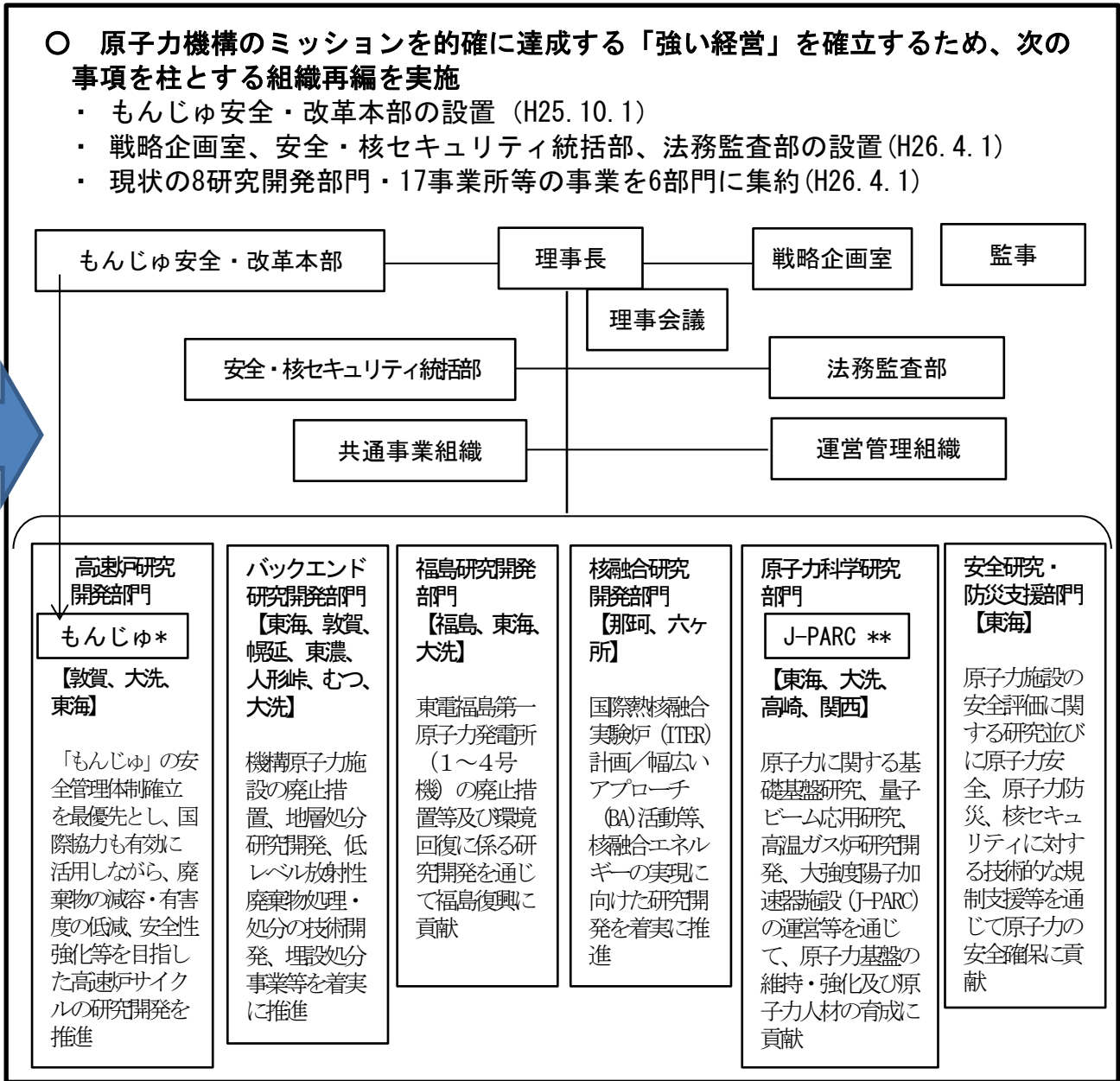
- 3 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

日本原子力研究開発機構の組織再編の概要

<再編前>



<再編後>



- (注)
- 文部科学省提出資料を基に、当省で作成
 - 右<再編後>の図中、【】内は主な事業実施場所
 - *) もんじゅの改革の重要案件については、本部長(理事長)が直接指揮
 - **) J-PARCは機構とKEK(高エネルギー加速器研究機構)の共同事業であり、重要事項は理事長が指揮

研究開発拠点

資料2

平成26年4月1日現在

東濃地区

高レベル放射性廃棄物処分技術に関する研究開発（結晶質岩系対象）を実施



幌延地区

高レベル放射性廃棄物処分技術に関する研究開発（堆積岩系対象）を実施



青森地区

原子炉施設の廃止措置、ITER計画を補完するBA活動を実施



敦賀地区

もんじゅにおけるFBRサイクル実用化へ向けた研究開発、ふげんにおける廃止措置研究を実施



福島地区

東京電力(株) 第一原子力発電所事故関連の対応業務を実施



東海地区

安全研究、原子力基礎・基盤研究の推進、中性子利用研究の推進、高レベル放射性廃棄物処分技術に関する研究開発、FBR燃料加工開発、軽水炉再処理技術開発、原子力研修や防災研修を実施



人形峠地区

ウラン濃縮関連施設の廃止措置を実施



大洗地区

常陽や照射後試験施設等によるFBRサイクル技術開発、HTTR等による核熱利用研究、JMTRによる軽水炉の高経年化対策等の安全研究等を実施



関西地区

光量子や放射光を用いた量子ビーム応用研究を実施



東京・柏地区

計算科学研究等を実施

高崎地区

荷電粒子等を用いた量子ビーム応用研究を実施



那珂地区

ITER計画推進、炉心プラズマ研究、核融合工学研究を実施



「エネルギー基本計画」（平成 26 年 4 月 11 日閣議決定）＜抜粋＞

1 「もんじゅ」における高速炉に関する研究開発 関係

第 3 章 エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

第 4 節 原子力政策の再構築

4. 対策を将来へ先送りせず、着実に進める取組

(2) 核燃料サイクル政策の推進

①再処理やプルサーマル等の推進

もんじゅについては、廃棄物の減容・有害度の低減や核不拡散関連技術等の向上のための国際的な研究拠点と位置付け、これまでの取組の反省や検証を踏まえ、あらゆる面において徹底的な改革を行い、もんじゅ研究計画に示された研究の成果を取りまとめることを目指し、そのため実施体制の再整備や新規基準への対応など克服しなければならない課題について、国の責任の下、十分な対応を進める。

(注) 本文中の下線は当省が付した。

2 H T T R (高温ガス炉)における研究開発

5 核融合研究開発

6 I S プロセス (連続水素製造試験装置) による研究開発

} 関係

第 4 章 戦略的な技術開発の推進 (エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発するための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及び施策)

2. 取り組むべき技術課題

また、こうした 国産エネルギー源を有効に利活用できる二次エネルギーである水素エネルギーの実装化は中長期的に重要な課題 であり、水素の製造から貯蔵・輸送、利用に関わる技術を今から着実に進めていく。また、水素製造を含めた多様な産業利用が見込まれ、固有の安全性を有する高温ガス炉など、安全性の高度化に貢献する原子力技術の研究開発を国際協力の下で推進 する。さらに、国際協力が進められている I T E R 計画や幅広いアプローチ活動を始めとする核融合を長期的視野にたって着実に推進する とともに、… (略) …。

(注) 本文中の下線は当省が付した。

3 放射性廃棄物の最終処理等に関する研究開発 関係

第3章 エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

第4節 原子力政策の再構築

4. 対策を将来へ先送りせず、着実に進める取組

世界の使用済燃料の状況については、OECD加盟国の使用済燃料総量だけでも2011年時点で約185,000トンとなっており、使用済燃料問題は世界共通の課題である。原子力利用に伴い確実に発生するものであり、将来世代に負担を先送りしないよう、現世代の責任として、その対策を確実に進めることが不可欠である。このため、使用済燃料対策を抜本的に強化し、総合的に推進する。

(1) 使用済燃料問題の解決に向けた取組の抜本強化と総合的な推進

①高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組の抜本強化

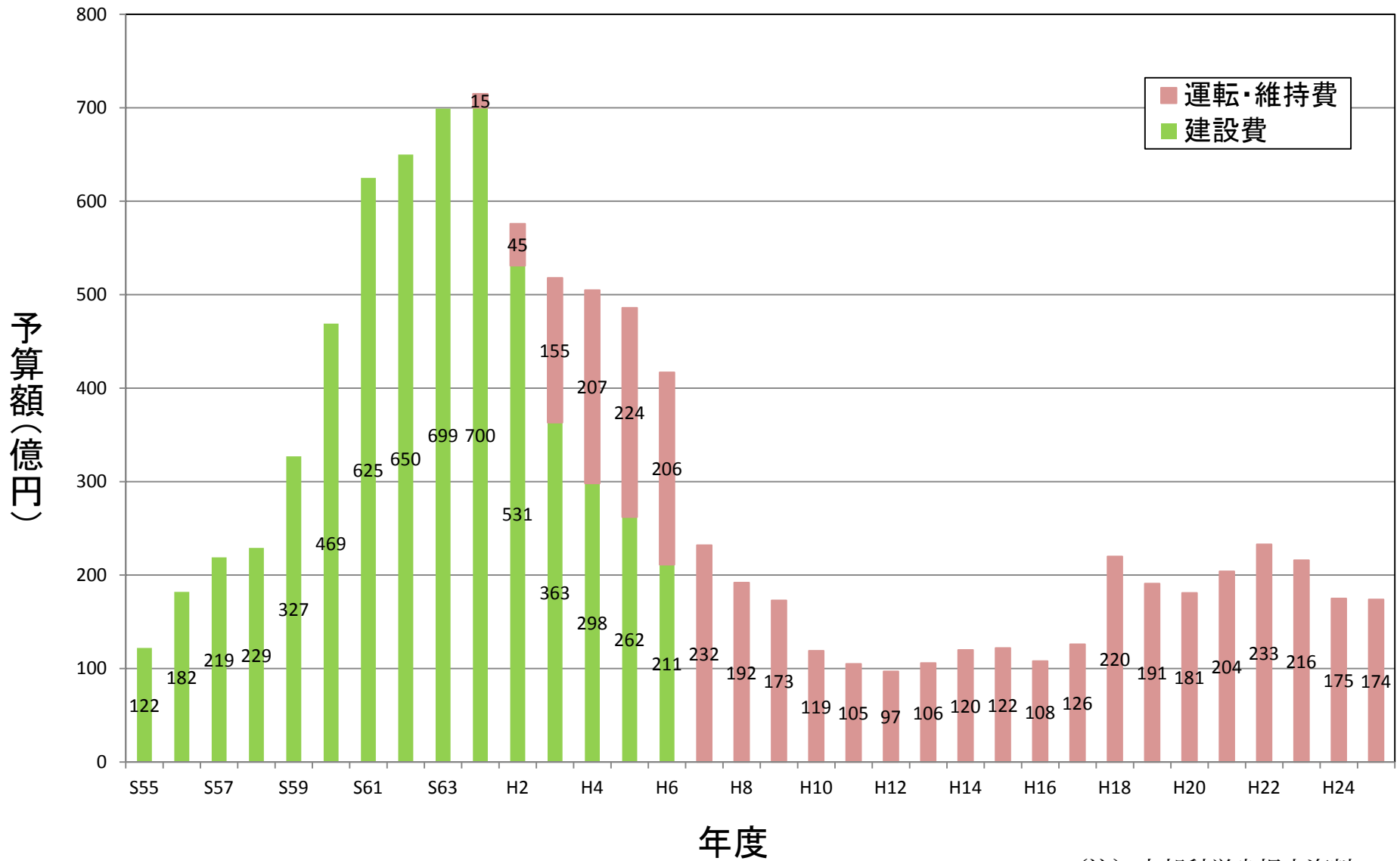
高レベル放射性廃棄物については、i) 将来世代の負担を最大限軽減するため、長期にわたる制度的管理（人的管理）に依らない最終処分を可能な限り目指す、ii) その方法としては現時点では地層処分が最も有望である、との国際認識の下、各国において地層処分に向けた取組が進められている。我が国においても、現時点で科学的知見が蓄積されている処分方法は地層処分である。他方、その安全性に対し十分な信頼が得られていないのも事実である。したがって、地層処分を前提に取組を進めつつ、可逆性・回収可能性を担保し、今後より良い処分方法が実用化された場合に将来世代が最良の処分方法を選択できるようにする。

③放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発

…（略）… このため、放射性廃棄物を適切に処理・処分し、その減容化・有害度低減のための技術開発を推進する。具体的には、高速炉や、加速器を用いた核種変換など、放射性廃棄物中に長期に残留する放射線量を少なくし、放射性廃棄物の処理・処分の安全性を高める技術等の開発を国際的なネットワークを活用しつつ推進する。また、最終処分に係る検討・進捗状況を見極めつつ、最終処分と減容化等技術開発や、関連する国際研究協力・研究人材の育成などの一体的な実施の可能性について検討する。

（注）本文中の下線は当省が付した。

図2.1 「もんじゅ」の事業費(予算額)の推移



(注) 文部科学省提出資料

供用施設の利用料収入

【J-PARCセンター 物質・生命科学実験施設(MLF)】

年度・期	採択状況			利用料金(1日当たり) 単位:千円	利用料収入 単位:千円
	総採択数 (内部利用含む)	採択課題数 (成果公開)	採択課題数 (成果非公開)		
平成20年度	67	31	0	1,572	
平成21年度A期	125	83	2		324
平成21年度B期	107	68	1		
平成22年度A期	152	80	6		15,994
平成22年度B期	163	90	10		
平成23年度A期	175	104	9		5,674
平成23年度B期	121	50	9		
平成24年度A期	225	133	18	1,729	44,123
平成24年度B期	275	185	16		
平成25年度A期	258	170	11	2,075	17,619
平成25年度B期	175	86	12		
平成26年度A期	279	193	11	2,490	

施設名	利用収入(単位:千円)					
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
東海(JRR-3、JRR-4、燃料試験施設、 タンデム加速器、放射線標準施設)	253,691	195,652	244,634	17,539	8,549	12,909
大洗(常陽、JMTR)	439	9,357	45,090	14,266	12,099	6,848
高崎(TIARA、1号加速器、 Co-60照射施設)	66,540	62,470	59,448	66,204	51,184	62,620
関西(放射光、レーザー施設)	3,769	3,231	4,116	4,589	4,264	4,732
東濃(ペレットロン)	160	244	1,369	1,924	714	1,944
むつ(タンデトロン)	12,469	12,091	13,259	13,577	10,930	9,966
合計	337,068	283,045	367,916	118,099	87,740	99,019

展示施設一覧等

名称	大洗わくわく科学館	きつづ光科学館 ふおとん	むつ科学技術館	旧 アクアトム	旧 エムシースクエア	旧 アトムワールド	旧 テクノ交流館リコッティ	旧 人形峠展示館	ゆめ地創館
住所	茨城県大洗町港中央12	京都府木津川市梅美台8丁目1番6	青森県むつ市大字関根字北関根693番地	福島県敦賀市神楽町2丁目2番4号	福島県敦賀市白木1丁目	茨城県東海村村松4-33	茨城県東海村舟石川駅東3丁目1番1号	岡山県鏡野町上齋原1550	北海道天塩郡幌延町北進432番2
現在の使用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・維持費を抑えつつ、運営中 ・他の法人への移管を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持費を抑えつつ、運営中 ・他の法人への移管を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界で唯一の船用原子炉が見学できる展示施設として運営中 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度末に展示施設としての運営を停止し、閉鎖 ・地元自治体と文科省、機構との間で、方針に沿い福島県・敦賀市への譲渡もしくは解体の方向で協議中 ・敦賀事業本部の職員を配置し、防犯・防災上の施設管理を行っている。なお、企業との技術相談業務を実施中 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度末に展示施設としての運営を停止し、閉鎖 ・「もんじゅ」視察者の受付及び事前説明の場及び職員等の教育研修の場等として利用 ・非常時にはプレスセンターとして利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度末に展示施設としての運営を停止し、閉鎖 ・平成23年7月から、福島県の委託により、福島県民の体内放射能測定（ホールボディカウンタ測定）の受付及び結果説明の場として利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度末に展示施設としての運営を停止し、閉鎖 ・東海村の取得意思表明を受け、財産処分の認可を平成26年5月に取得 ・譲渡（平成27年度中を予定）までの期間、2階、3階は、核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの居室や研修室などとして利用 ・1階は、同支援センターの国際フォーラムなどに使用する他、一般の方々も利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度末に展示施設としての運営を停止し、閉鎖 ・研究施設の視察者などへの事業説明や、入札会場などとして利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年8月末に、展示施設としての運営を停止し、地元との協定（放射性物質を持ち込まない等）に基づき設置した経緯などを踏まえ、事業活動の状況説明や成果の公開の場に変更 ・当該事業所における研究計画終了（現時点では平成30年代前半頃を予定）まで、機構で維持したうえで、廃止または移管の方針 ・地下研究施設内をITVカメラとモニターで常時公開し、透明性を確保 ・地下研究施設への視察者などの受付や研究内容・成果の説明の場として利用

名称	展示施設			旧展示施設					
	大洗わくわく科学館	きつづ光科学館ふおとん	むつ科学技術館	旧 アクアトム	旧 エムシースクエア	旧 アトムワールド	旧 テクノ交流館リコッティ	旧 人形峠展示館	ゆめ地創館
平成25年度 人件費 (むつ科学館は運営委託費)	約1,470万円	約1,900万円	約4,160万円	0	0	0	0	0	0
平成25年度 維持費	約2,490万円	約520万円	約90万円	約1,710万円	約680万円	約1,030万円	約2,040万円	約70万円	約1,430万円
平成25年度合計	約3,960万円	約2,420万円	約4,250万円	約1,710万円	約680万円	約1,030万円	約2,040万円	約70万円	約1,430万円
平成24年度 人件費 (むつ科学館は運営委託費)	約1,820万円	約1,680万円	約4,160万円	0	0	0	0	0	0
平成24年度 維持費	約3,460万円	約200万円	約160万円	約2,200万円	約700万円	約950万円	約1,990万円	約170万円	約2,180万円
平成24年度合計	約5,280万円	約1,880万円	約4,320万円	約2,200万円	約700万円	約950万円	約1,990万円	約170万円	約2,180万円
平成23年度 人件費(運営委託費)	約4,200万円	約6,960万円	約5,780万円	約7,110万円	アクアトム委託費を含む	約6,560万円	アトムワールド委託費を含む	約750万円	約780万円
平成23年度 維持費	約3,290万円	約690万円	約200万円	約4,060万円	約1,000万円	約2,480万円	約2,360万円	約240万円	約1,530万円
平成23年度合計	約7,490万円	約7,650万円	約5,980万円	約11,170万円	約1,000万円	約9,040万円	約2,360万円	約990万円	約2,310万円
平成22年度 人件費(運営委託費)	約4,500万円	約7,350万円	約5,780万円	約7,050万円	アクアトム委託費を含む	約8,350万円	アトムワールド委託費を含む	約1,180万円	約1,740万円
平成22年度 維持費	約3,460万円	約880万円	約150万円	約3,760万円	約1,240万円	約1,730万円	約1,990万円	約280万円	約2,160万円
平成22年度合計	約7,960万円	約8,230万円	約5,930万円	約10,810万円	約1,240万円	約10,080万円	約1,990万円	約1,460万円	約3,900万円
平成21年度 人件費(運営委託費)	約5,510万円	約7,700万円	約6,100万円	約8,070万円	アクアトム委託費を含む	約8,820万円	アトムワールド委託費を含む	約2,230万円	約1,890万円
平成21年度 維持費	約4,000万円	約1,060万円	約110万円	約4,260万円	約1,910万円	約2,800万円	約2,780万円	約340万円	約1,880万円
平成21年度合計	約9,510万円	約8,760万円	約6,210万円	約12,330万円	約1,910万円	約11,620万円	約2,780万円	約2,570万円	約3,770万円
入場者数(年度) ※3施設は平成25年度実績、 6施設は閉館年度実績	51,114名	23,783名	15,393名	75,527名	17,288名	73,911名	100,670名	11,304名	6,892名
入場料	大人200円 子供100円	大人300円 高校生200円 小中100円 (平成23年度まで)	大人300円 高校生200円 小中100円	無料	無料	無料	多目的ホール等の施設利用料あり	無料	無料
平成25年度 収入実績	約360万円	無料	約130万円	-	-	-	約50万円	-	-
平成24年度 収入実績	無料	無料	約150万円	-	-	-	約180万円	-	-
平成23年度 収入実績	無料	約520万円	約170万円	-	-	-	約220万円	-	-
平成22年度 収入実績	約570万円	約440万円	約170万円	-	-	-	約310万円	-	-
平成21年度 収入実績	約610万円	約500万円	約200万円	-	-	-	約270万円	-	-

アクアトムは平成24年3月閉館、エムシースクエアは平成24年3月閉館、アトムワールドは平成24年3月閉館、テクノ交流館リコッティは平成23年3月閉館、人形峠展示館は平成24年3月閉館、ゆめ地創館は平成24年8月閉館

(注) 文部科学省提出資料

保有資産の一例 (福利厚生施設の保有状況(平成25年度))

No.	施設名	所在地	事業所名	事業所の敷地内かどうか	取得年月	建物延べ床面積(m ²)	土地総面積(m ²)	平成25年度年間維持費(円)
1	グラウンド	茨城県那珂郡東海村	核燃料サイクル工学研究所	敷地内	H17.10	-	14,841.40	2,216
2	グラウンド	茨城県東茨城郡大洗町	大洗研究開発センター	敷地内	H17.10	-	21013.62	0
3	グラウンド	京都府木津川市	関西光科学研究所	敷地内	H17.10	-	1,008.00	0
4	グラウンド	群馬県高崎市	高崎量子応用研究所	敷地内	H17.10	-	16,919.60	0
5	グラウンド	茨城県那珂郡東海村	原子力科学研究所	敷地内	H17.10	-	839.20	0
6	グラウンド	青森県むつ市	青森研究開発センター	敷地内	H17.10	-	24000.00	0
7	グラウンド	茨城県那珂市	那珂核融合研究所	敷地内	H17.10	-	15867.00	0
8	テニスコート	青森県むつ市	青森研究開発センター	敷地内	H17.10	1179.92	1180.00	0
9	テニスコート	茨城県那珂郡東海村	原子力科学研究所	敷地内	H17.10	-	115.80	0
10	テニスコート	茨城県那珂郡東海村	核燃料サイクル工学研究所	敷地内	H17.10	-	1,233.50	0
11	テニスコート	茨城県東茨城郡大洗町	大洗研究開発センター	敷地内	H17.10	-	3744.00	0
12	テニスコート	岐阜県土岐市	東濃地科学センター	敷地内	H17.10	-	666.00	0
13	テニスコート	京都府木津川市	関西光科学研究所	敷地内	H17.10	-	861.00	0
14	テニスコート	群馬県高崎市	高崎量子応用研究所	敷地内	H17.10	-	3,799.60	0
15	テニスコート	茨城県那珂市	那珂核融合研究所	敷地内	H17.10	-	2960.00	0
16	体育館	福井県敦賀市	敦賀本部	敷地外	H17.10	1703.35	13091.48	948,197
17	体育館	青森県むつ市	青森研究開発センター	敷地内	H17.10	452.23	452.00	3,440
18	体育館	茨城県那珂郡東海村	原子力科学研究所	敷地内	H17.10	1422.32	13,884.16	899,615
19	体育館	茨城県那珂郡東海村	核燃料サイクル工学研究所	敷地内	H17.10	1770.46	9,903.99	20,266
20	体育館	茨城県東茨城郡大洗町	大洗研究開発センター	敷地内	H17.10	1366.72	1177.79	9,202
21	体育館	岡山県苫田郡鏡野町	人形峠環境技術センター	敷地内	H17.10	1497.82	30206.89	262,017
合計						9,392.82	177,765.02	2,144,953

(注) 文部科学省提出資料

入札情報

○ 契約状況の推移

(単位：件、億円)

区 分	平成 19 年度実績		20 年度実績		21 年度実績		22 年度実績		23 年度実績		24 年度実績		(参考) 見直し計画		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争入札等	競争入札等	(26.8%) 2,029	(44.2%) 580	(60.3%) 3,774	(58.6%) 866	(68.9%) 4,293	(60.2%) 766	(77.2%) 3,789	(68.7%) 948	(84.8%) 4,141	(67.3%) 818	(88.5%) 4,122	(87.2%) 1,245	(82.2%) 5,147	(86.7%) 1,279
	企画競争等	(0.3%) 21	(0.0%) 1	(14.3%) 898	(7.8%) 115	(14.8%) 923	(10.5%) 133	(15.8%) 777	(10.2%) 140	(8.1%) 397	(15.6%) 190	(6.8%) 317	(5.5%) 79	(11.3%) 705	(6.6%) 98
随意契約		(72.9%) 5,522	(55.8%) 732	(25.4%) 1,587	(33.6%) 496	(16.3%) 1,017	(29.4%) 374	(7.0%) 344	(21.1%) 291	(7.0%) 344	(17.1%) 207	(4.7%) 221	(7.2%) 103	(6.5%) 407	(6.7%) 99
合 計		(100%) 7,572	(100%) 1,313	(100%) 6,259	(100%) 1,476	(100%) 6,233	(100%) 1,274	(100%) 4,910	(100%) 1,379	(100%) 4,882	(100%) 1,215	(100%) 4,660	(100%) 1,427	(100%) 6,259	(100%) 1,476

(注) 1 各年度における契約状況のフォローアップに基づき記載した。

2 「(参考) 見直し計画」は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画である。

(注) 文部科学省提出資料

資料 9

機構における落札率100%の契約の状況

(単位:件)

年度	総件数	随意契約	指名・一般競争	うち落札率100%	
				1者応札	2者以上応札
H21	5,967	2,492	3,475	464	113
H22	4,684	1,638	3,046	212	152
H23	4,625	1,064	3,561	212	181
H24	4,444	942	3,502	195	154
H25	4,663	913	3,750	295	183
合計	24,383	7,049	17,334	1,378	783

機構における落札率100%の契約の状況(産学連携推進に関する契約案件)

(単位:件)

年度	総件数	随意契約	指名・一般競争	うち落札率100%	
				1者応札	2者以上応札
H21	192	181	11	1	0
H22	152	147	5	1	0
H23	181	179	2	0	0
H24	140	130	10	3	0
H25	238	230	8	2	0
合計	903	867	36	7	0

(注) 文部科学省提出資料を基に、当省で作成。

法人の概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構

所管	文部科学省	主管課	研究開発局原子力課	中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（5 年間）
沿革	<p>昭和 31.6 日本原子力研究所 → 昭和 60.3 日本原子力船研究開発事業団（昭和 38.8 設立、昭和 55.11 改称）を統合</p> <p>昭和 31.8 原子燃料公社 → 昭和 42.10 動力炉・核燃料開発事業団 → 平成 10.10 核燃料サイクル開発機構</p> <p>平成 17.10 独立行政法人日本原子力研究開発機構</p>				
組織体制	<p>本部所在地：茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 49</p> <p>研究開発拠点：東海拠点、大洗拠点、敦賀拠点、那珂拠点、高崎拠点、関西拠点、幌延拠点、東濃拠点、人形峠拠点、青森拠点</p> <p>事務所等：東京事務所（東京都千代田区）、柏事務所（千葉県柏市）、福島事務所（福島県福島市）、原子力緊急時支援・研修センター（茨城県ひたちなか市）</p> <p>海外事務所：ワシントン事務所、パリ事務所、ウィーン事務所</p>				
役員数	<p>役員数：理事長（1）、副理事長（1）、理事（常勤7）、監事（常勤2）（H26.4.1 現在）</p> <p>定年制職員数： 3,766 人 任期制職員数： 915 人 非常勤職員数： 845 人（H26.4.1 現在）</p>				
法人の目的	<p>原子力基本法第 2 条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。</p>				
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎的研究を行うこと。 原子力に関する応用の研究を行うこと。 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究 ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究 ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究 ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究 1 から 3 までに掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 5 放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成 12 年法律第 117 号）第 56 条第 1 項及び第 2 項に規定する原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。）を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物（附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定により機構が承継した放射性廃棄物（以下「承継放射性廃棄物」という。）を含む。）及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 4 第 1 項に規定する実用発電用原子炉をいう。）及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したものを除く。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「埋設処分」という。） ロ 埋設処分を行うための施設（以下「埋設施設」という。）の建設及び改良、維持その他の管理並びに埋設処分を終了した後の埋設施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理 6 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。 7 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 8 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。 9 1 から 3 までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。 10 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 11 機構は、1 から 10 の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成 6 年法律第 78 号）第 5 条第 2 項に規定する業務を行う。 12 機構は、1 から 11 の業務のほか、1 から 11 の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質（原子力基本法第 3 条第 3 号に規定する核原料物質をいう。）、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、又は処理する業務を行うことができる。 <p>※ 上記は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法第 17 条第 1 項から第 3 項までによる。</p>				

H 2 2 ~ 2 6 年 度 に お け る 決 算 額 (H 2 6 は 予 算 額) (単 位 : 百 万 円)	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算
		・運営費交付金	167,937	157,901	147,501	146,835	144,132	・一般管理費	15,588	15,295	13,981	13,915
	・施設整備費補助金	6,981	9,023	15,652	9,299	3,531	・事業費	139,898	148,441	136,032	141,320	165,645
							・施設整備費補助金経費	6,833	8,875	13,313	8,504	3,531
	・設備整備費補助金	-	-	-	8,725	-	・東日本大震災復興施設 整備費補助金経費	-	-	2,324	-	-
	・核融合研究開発施設整 備費補助金	-	-	-	4,987	2,939	・設備整備費補助金経費	-	-	-	8,636	-
	・防災対策等推進核融合 研究開発施設整備費補 助金	-	-	-	2,219	389	・核融合研究開発施設整 備費補助金経費	-	-	-	4,718	2,939
	・国際熱核融合実験炉研 究開発費補助金	6,647	4,936	16,510	27,265	18,979	・防災対策等推進核融合 研究開発施設整備費補 助金経費	-	-	-	2,219	389
	・国際熱核融合実験炉計 画関連研究開発費補助 金	-	-	1,860	-	-	・国際熱核融合実験炉研 究開発費補助金経費	6,538	4,798	16,402	27,258	24,282
	・先進的核融合研究開発 費補助金	-	-	-	2,034	2,294	・東日本大震災復興国際 熱核融合実験炉計画関 連研究開発費補助金経 費	-	-	1,816	-	-
	・防災対策等推進先進的 核融合研究開発費補助 金	-	-	-	13	13	・先進的核融合研究開発 費補助金経費	-	-	-	1,988	2,294
	・特定先端大型研究施設 整備費補助金	446	2,047	40	1,577	309	・防災対策等推進先進的 核融合研究開発費補助 金経費	-	-	-	13	13
	・特定先端大型研究施設 運営費等補助金	1,340	5,802	7,821	8,353	9,607	・特定先端大型研究施設 整備費補助金経費	446	2,047	40	1,577	309
	・核セキュリティ強化等 推進事業費補助金	-	870	966	609	591	・特定先端大型研究施設 運営費等補助金経費	1,303	5,744	7,793	8,320	9,607
							・核セキュリティ強化等 推進事業費補助金経費	-	859	485	531	591
	・核変換技術研究開発費 補助金	-	-	-	-	147	・東日本大震災復興核セ キュリティ強化等推進 事業費補助金経費	-	-	405	-	-
	・原子力災害対策設備整 備費等補助金	-	438	-	-	-	・核変換技術研究開発費 補助金経費	-	-	-	-	147
	・最先端研究開発戦略的 強化費補助金	755	3,372	2,365	993	-	・原子力災害対策設備整 備費等補助金経費	-	309	-	-	-
	・原子力災害環境修復技 術早期確立事業費補助 金	-	237	1,279	-	-	・最先端研究開発戦略的 強化費補助金経費	718	3,359	2,341	1,001	-
	・廃棄物処理処分負担金	9,515	9,581	9,639	9,688	9,400	・原子力災害環境修復技 術早期確立事業費補助 金経費	-	196	1,258	-	-
	・政府出資金	-	-	85,000	-	-						
	・その他の補助金	263	163	165	120	-	・その他の補助金経費	250	153	151	116	-
	・受託等収入	13,004	17,084	26,729	21,805	1,386	・受託等経費	12,221	20,219	24,795	17,911	1,382
	・その他の収入	5,440	2,688	2,747	4,922	7,789						
	合 計	212,328	214,143	318,276	249,442	201,506	合 計	183,794	210,295	221,136	238,026	225,419

厚 生 勞 働 省

(案)

政 委 第 号
平成 27 年 1 月 日

厚 生 労 働 大 臣
塩 崎 恭 久 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人医薬基盤研究所、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

また、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣は、当委員会の意見を聴いた上で新中期目標及び新中長期目標を策定することとされておりますので、最終的な見直し内容とともに、新中期目標案及び新中長期目標案の提出をお願いいたします。

独立行政法人国立健康・栄養研究所の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 アウトカム目標達成に向けた調査研究業務の重点化

本法人の現中期目標期間における調査研究業務については、例えば「生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」では、厚生労働省が策定する「日本人の食事摂取基準」へのエビデンス提供など、「健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究の実施」という目標が設定されているが、具体的数値目標の設定はなく、定量的な水準・観点について考慮した目標となっていない。

このため、次期中期目標期間においては、例えば「健康日本21（第二次）（平成24年7月厚生労働省告示）」（資料1参照）において「国民の健康の増進の総合的な推進を図る」という政策の達成目標として規定された、①健康寿命の延伸と健康格差の減少、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、などに着目した具体的かつ明確なアウトカムに関連した目標を策定し実施することが必要である。

本法人においては、外部有識者からなる外部評価委員会を年2回程度開催し、各研究課題における研究計画、研究の進展度及び研究目標の達成度等の評価を実施しているが、研究開発そのものの継続の可否を判断する仕組みとなっていない。

したがって、本法人においては、研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、目標の達成状況を随時把握し、必要に応じ研究開発の継続そのものに関する助言・指導を行うことを目的とする研究マネジメント体制を構築し、本法人の限られた人的及び物的資源の適時・適切な配分を通じた研究開発業務の重点化を図るものとする。

2 特別用途食品の収去試験の登録試験機関の活用

本法人の「収去試験」については、①「民間登録試験機関が収去試験を実施できるよう標準的な試験手順等について検討を進め、速やかに導入する。これにより、法人の業務を精度維持・管理、検査方法の標準化等に重点化する。（平成22年12月7日閣議決定）」、②「栄養表示に関する収去試験の実施は、食品表示法に基づく民間の登録検査機関による実施状況に応じて、縮小する。（平成25年12月24日閣議決定）」など、民間登録検査機関の活用を拡大する方向で検討が進められている。

また、健康増進法（平成14年法律第103号）（以下「増進法」という。）に基づく特別用途食品の表示許可試験については、総許可件数に占める民間登録試験機関の許可試験の割合が90%を超えており（平成25年実績）（資料2参照）、民間登録試験機関の表示許可試験業務への活用が相当程度進んでおり、表示許可試験と技術的に差異がない収去試験への民間登録試験機関の参入も十分可能な状況にある。

これらを踏まえ、増進法に基づく特別用途食品の収去試験のうち、民間登録試験機関においても実施可能な、①試験項目が栄養成分のみである食品、②規格基準型特定保健用食品の関与成分、など分析方法が標準化されている食品の収去試験については、民間登録試験機関の活用を進め、民間登録試験機関による実施状況に応じて、本法人の業務としては縮小するものとする。

一方、本法人は、適切かつ公正な収去試験を民間登録試験機関で実施するための試験手順等について検討を進め、いまだ方法が確立していない関与成分の分析の標準化及び開示、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 独立行政法人医薬基盤研究所との統合に伴う研究体制等の見直し

本法人は、平成27年4月に独立行政法人医薬基盤研究所と統合することとなっている。

統合により、本法人の「栄養・食品に関する専門性」と、独立行政法人医薬基盤研究所の「医薬品に関する専門性」を融合した研究の推進が期待されるところであるが、統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、もって研究成果の最大化に資する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 統合後の新たな研究課題等に適応した研究部門の再編を、本法人及び独立行政法人医薬基盤研究所横断的に実施するものとする。
- ② 研究部門に属する研究ユニット等を研究テーマ等に応じて機動的に再編できる仕組みを構築するものとする。
- ③ 上記の実効性を確保するため、研究員等を柔軟に配置できる仕組みを構築するものとする。
- ④ 統合後は、独立行政法人医薬基盤研究所が主たる事務所として大阪府に所在し、本法人は東京都新宿区を従たる事務所として所在することとなっている。それぞれの事務所に所属する研究員相互間における、ICTやテレビ会議システムを活用した日常的な研究情報の交換、研究機関誌の共同発行を進めるとともに、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化する仕組みを構築するものとする。
- ⑤ 上記④で構築した仕組みを活用し、本法人と独立行政法人医薬基盤研究所の統合効果として実施する研究開発の目標を設定するものとする。
- ⑥ 管理部門については、内部統制の強化及び知的財産管理等の研究サポート業務の充実を図りつつ、合理化するものとする。

2 研究施設の外部利用促進と自己収入確保

ヒューマンカロリーメーター^(注)の年間稼動状況(平成25年度:土日祝日等を除く244日の状況)は、実際の実験に使用する期間106日(43.4%)、メンテナンスに要する期間10日(4.1%)、その他実験に使用していない期間128日(52.5%)となっており(資料3参照)、機器操作の専門性や測定に要する1回あたりの時間を考慮しても、実験に使用していない期間の3分の1程度は外部利用が可能な状況となっている。

したがって、本法人は、国民の共有財産を活用し、国全体の研究成果の最大化に繋げるという観点から、本法人での活用を優先するとともに、研究施設を担当する常勤職員等の本来業務への負担を考慮した上で、当該施設の外部利用を促進するものとする。

また、当該研究施設の外部利用については、実験に伴うメンテナンス費用や臨時職員雇用に係る経費等をもとに算定した利用料を徴収し、自己収入の確保に努めるものとする。

(注) 被験者に酸素濃度調整した密閉空間に1日自由に過ごしてもらい、その中の酸素濃度、二酸化炭素濃度を測定し、過ごした被験者がどの程度カロリーを消費しているか、どの程度、脂肪及び糖質を消費しているかを測定する実験施設。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、目標を策定するものとする。
- 2 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

参 考 資 料

資料1

健康日本21（第2次）に示された「基本的な方向」と主な「課題（目標項目）」

5つの基本的な方向	課題（主な目標項目）
①健康寿命の延伸と健康格差の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ●健康寿命の延伸（平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加） ●健康格差の縮小（都道府県格差の縮小）
②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●がん（死亡率低下：受信率向上） ●循環器疾患（死亡率低下：メタボ予備軍・該当者の減少等） ●糖尿病（合併症の減少：治療継続者の増加等） ●COPD（慢性閉塞性肺疾患）（認知度の向上）
③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの健康（自殺者の減少：気分障害・不安障害の減少等） ●次世代の健康（健康な生活習慣を有する子どもの増加等） ●高齢者の健康（MC I 高齢者の発見率向上：低栄養の減少等）
④健康を支え、守るための社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のつながり強化 ●健康づくり活動に関わっている国民の増加 ●健康づくりに取り組む企業数の増加 ●身近で専門的な相談が受けられる拠点の増加 ●健康格差対策に取り組む自治体の増加
⑤生活習慣及び社会環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ●栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康

（注）公表資料等に基づき当委員会で作成した。

資料2

特別用途食品の表示許可試験の実施状況（本法人と登録試験機関について）

項目／年	平成23年	平成24年	平成25年
登録試験機関の許可件数 (a)	60	59	78
特別用途食品	4	7	9
特定保健用食品	56	52	69
本法人の許可試験件数 (b)	8	9	6
許可試験件数の総数 (c=a+b)	68	68	84
本法人の試験割合 (b/c %)	11.8%	13.2%	7.1%

(注1) 登録試験機関の許可件数は、消費者庁の公表資料の数値に基づき当委員会で集計した。

(注2) 本法人の許可試験件数は、業務実績報告書の数値である。

(注3) 登録試験機関の許可件数は暦年ベース、本法人の許可試験件数は年度ベースの数値である。

資料3

ヒューマンカロリーメーターの稼働状況（平成25年度）

稼働可能日数 (注)	稼働日数	メンテナンス日数	未使用日数
244日	106日	10日	128日
(100.0%)	(43.4%)	(4.1%)	(52.5%)

(注) 平成25年度における土日祝日・年末年始を除いた日数である。

法人の概要

独立行政法人国立健康・栄養研究所

所管	厚生労働省	主管課	大臣官房厚生科学課	中期目標期間	平成23年4月1日～28年3月31日 (5年0か月間)							
沿革	内務省栄養研究所(1920年)→厚生省国立栄養研究所(1947年)→厚生省国立健康・栄養研究所に改組(1989年)→独立行政法人国立健康・栄養研究所(2001年)											
組織 体制	○本部所在地：東京都新宿区戸山1-23-1 (厚生労働省戸山研究所舎) ※国立感染症研究所同居											
役職 員数	役員数：理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2)(H26.4.1現在) 常勤職員数：43人(うち任期付職員数：20人) 非常勤職員数：45人(H26.4.1現在)											
法人 の 目 的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。(※独立行政法人健康・栄養研究所法第3条)											
業 務 の 範 囲	<p>【独立行政法人国立健康・栄養研究所法第11条第1項】</p> <p>①国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと</p> <p>②国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと</p> <p>③食品について栄養生理学上の試験を行うこと</p> <p>④上記①から③に掲げる業務に附帯する業務を行うこと</p> <p>【独立行政法人国立健康・栄養研究所法第11条第2項】</p> <p>①健康増進法(平成14年法律第103号)第10条第2項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。</p> <p>②健康増進法第26条第3項(同法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第26条第1項の規定による許可又は同法第29条第1項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。</p> <p>③健康増進法第27条第5項(同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。</p> <p>④食品表示法(平成25年法律第70号)第8条第1項の規定により収去された食品の試験を行うこと。(③下線及び④は施行前)</p>											
H22～ 26年 度 に お け る 決 算 額	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算
	運営費交付金	739	691	628	659	641	人件費	477	482	444	379	479
	手数料収入	1	1	2	1	6	一般管理費	82	76	74	72	74
	受託収入	61	47	53	72	93	業務経費	122	100	102	92	93
	講習会収入	0	1	0	1	-	受託経費	128	106	110	111	107
	栄養情報担当者	35	26	22	4	-	消費税	1	1	0	1	-

独立行政法人医薬基盤研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人医薬基盤研究所（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

バンク事業の連携強化

本法人は、独立行政法人理化学研究所との間で、両法人、ATCC（アメリカ細胞バンク）及びDSMZ（ドイツ細胞バンク）に登録されているヒト由来細胞について取り違えがないことを証明できるよう、細胞認証データについてのデータベースを構築するとともに、収集、管理及び分譲している試料、品質管理の手法、試料輸送の手法、外部の研究者や国民への情報提供の手法等についての情報を共有している。

しかしながら、バイオリソースは有用な研究ツールであるため、そのさらなる利活用を図り、品質管理を強化する観点から、①収集、管理及び分譲している試料の情報、②品質管理の手法に関する情報、③収集、管理及び分譲している試料の価値を高めるために付加する情報の内容、④匿名措置など個人情報保護に係る取組に関する情報、⑤外部の研究者や国民への情報提供の手法について共有し、もってバンク事業を行っている他の独立行政法人との連携を強化するものとする。

また、その際には、厚生労働省所管のバンク情報を一覧にしてホームページ上に掲載するとともに、必要に応じて連携を図っている他の省庁が所管する独立行政法人が実施するバンク事業に係る情報をリンク先に追加するなど、バンクを利用する者にとって分かりやすく、より一層利用しやすい環境整備を図るものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 独立行政法人国立健康・栄養研究所との統合に伴う研究体制等の見直し

本法人は、平成27年4月に独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合することと

なっている。

統合により本法人の「医薬品に関する専門性」と、独立行政法人国立健康・栄養研究所の「栄養・食品に関する専門性」を融合した研究の推進が期待されるが、統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、研究成果の最大化に資する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 統合後の新たな研究課題等に適応した研究部門の再編を、本法人及び独立行政法人国立健康・栄養研究所横断的に実施するものとする。
- ② 研究部門に属する研究ユニット等を研究テーマ等に応じて機動的に再編できる仕組みを構築するものとする。
- ③ 上記の実効性を確保するため、研究員等を柔軟に配置できる仕組みを構築するものとする。
- ④ 上記の取組を通じて、本法人が実施している研究開発業務について、人的及び物的資源の適切な配分を踏まえた更なる重点化を図るものとする。
- ⑤ 統合後は、本法人が主たる事務所として大阪府に所在し、独立行政法人国立健康・栄養研究所は東京都新宿区に従たる事務所として所在することとなっている。それぞれの事務所に所属する研究員相互間における、テレビ会議システムを活用した日常的な研究情報の交換や、ICTを活用した研究機関誌の共同発行を進めるとともに、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化する仕組みを構築するものとする。
- ⑥ 上記⑤で構築した仕組みを活用し、本法人と独立行政法人国立健康・栄養研究所の統合効果として実施する研究開発の目標を設定するものとする。
- ⑦ 管理部門については、内部統制の強化及び知的財産管理等の研究サポート業務の充実を図りつつ、合理化するものとする。
- ⑧ 内部統制については、危機管理の観点から、研究における不正やバンク事業における試料の取り違えが起きないように関係規程の充実を図るとともに、研究員を含む役職員に対し、担当業務に関連した内部統制に係る研修を行うなどの取組を強化するものとする。また、統合後も引き続き研究施設が各地に置かれることから、各研究施設に置かれる内部統制責任者と本部の内部統制担当責任者及び内部統制担当部門の定期的な意見交換の実施など、組織全体としての内部統制の充実を図るものとする。

2 クロスアポイントメント制度の導入

産学官の人材・技術の流動性を高め、本法人が実施する創薬研究における産学官のネットワークを強化し、本法人が実施する創薬研究をさらに進展させるため、「「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 -」（平成26年6月24日閣議決定）（資料1参照）を踏まえ、本法人は、大学等との間でのクロスアポイントメント制度（各法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）を導入するものとする。

第3 繰越欠損金の解消

1 実用化研究支援事業

本法人は、画期的な医薬品及び医療機器のベンチャー企業による実用化段階における研究を支援するため、平成16年度から22年度までに研究課題19件に対し、委託を実施している。

上記既採択案件19件のうち、15件でヒトの臨床試験を、1件で非臨床試験を実施し、残り3件が会社解散に伴い開発中止となっている。

本事業は、医薬品の開発には長期間を要することから、研究期間中は収益が生じず、委託費相当額が自動的に繰越欠損金として計上される仕組みとなっており、本法人は、繰越欠損金の拡大を抑えるため、平成21年度に新規案件の採択を休止し、23年度に事業を廃止している。

また、本法人は、研究振興勘定に計上されている繰越欠損金の解消を進めるため、平成25年度において、①プログラムオフィサー等による進捗状況報告会を実施し、研究の進捗状況等を把握し、指導・助言を行い、②全ての既採択案件に係るベンチャー企業を訪問し、担当者から聞き取りを行うとともに、事業者と協力を行っている外部専門家を訪問し、課題の進捗状況、問題点を把握するとともに、③繰越欠損金に関する計画策定委員会を年1回開催し、繰越欠損金の減少に向けた検討を行い、早期実用化に向けた指導・助言を行っている。

しかしながら、平成24年度の繰越欠損金の解消額は4百万円、25年度の繰越欠損金の解消額は2百万円となっており、25年度末の残高が約65億円計上されているなど、研究成果の実用化に至っていないために、目標解消年度である40年度までの繰

越欠損金の解消が進んでいない状況が見られる（資料2参照）。

このため、本法人は、研究成果の早期実用化を図るとともに、すでに収益を上げているものについて更なる収益の増加により、着実に繰越欠損金の解消を図る観点から、次の措置を講じるものとする。

- ① 繰越欠損金の解消状況を随時把握し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、研究の進捗状況を踏まえ、目標解消年度である平成40年度までの解消計画の随時見直しを行うものとする。
- ② 既採択案件のうち研究の進捗が特に採択時の事業計画通りに進んでいない非臨床試験段階にあるものについて、なぜ臨床試験に進めないのか原因を把握し、重点的に指導・助言を行うものとする。
- ③ 製薬企業とのライセンス契約を締結しているベンチャー企業や製造販売承認を申請又はすでに製造販売承認されているベンチャー企業から、販売実績や営業活動実績等の売上高に直結する情報を積極的に収集するとともに、売上高を増加させるために情報発信の強化についても適時・適切に指導・助言を行うものとする。

2 承継事業

本法人は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施していた医薬品開発に向けた出資事業を承継事業として引き継ぎ、出資法人の成果管理を行っている。

上記出資事業では、2以上の企業により設立された15の研究開発法人に対して出資し、出資期間終了後、当該15法人すべてが研究開発で得た特許権等の成果を管理する成果管理会社に移行している。

また、当該15の成果管理会社のうち1社については、その成果を引き継いだ国内企業により製品化に向けた開発が行われている。

一方、上記15の成果管理会社に対する出資額は、①成果管理会社の純資産額のうち、本法人の出資割合相当額の損失の計上、②その後の成果管理会社の清算損失の計上により、承継勘定の繰越欠損金を構成している。

そこで、本法人では、承継勘定に計上されている繰越欠損金の解消を進めるため、

- ① 残る1社の成果管理会社の株主総会等に参加し、研究の進捗状況等を把握し、
- ② 当該成果管理会社の成果の導出先企業を訪問し、担当者から聞き取りを行うとともに、当該企業に協力を行っている外部専門家の訪問を行い、課題の進捗状況、問

題点を把握し、

- ③ 外部評価委員による評価会議に成果管理会社の関係者の出席を求め、営業やマーケティングなどの経営上の課題も踏まえて、指導・助言を行っている。

しかしながら、平成24年度の繰越欠損金の解消額は1億6千6百万円、25年度の繰越欠損金の解消額は1百万円となっており、25年度末の残高が約254億円計上されているなど、繰越欠損金の解消が進んでおらず、目標解消年度である35年度までの繰越欠損金の解消は極めて困難な状況になっている（資料3参照）。

このため、本法人は、承継勘定に計上された繰越欠損金の着実な解消を図るため、研究成果の実用化により将来得られる収益見込みを精査し、毎年度見直すとともに、事業終了による回収額と比較し、事業終了による回収額が上回る場合は、事業終了年度前の事業の終了を含め承継事業の抜本的な見直しを行うものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、目標を策定するものとする。
- 2 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

参 考 資 料

資料1 「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-」（平成26年6月24日閣議決定）（抄）

IV. 改訂戦略の主要施策例

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

(1) 企業が変わる (略)

(2) 国を変える

①成長志向型の法人税改革 (略)

②イノベーションの推進と社会的課題解決へのロボット革命

○イノベーション・ナショナルシステムの確立（革新的な技術からビジネスを生み出す仕組みづくり）

先進的な研究開発法人において、大学等の技術シーズを民間企業へ「橋渡し」する機能を強化する。具体的には、受託研究企業からの資金獲得を重視する仕組み・目標を整備するとともに、大学等と他の機関のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により各機関の責任の下で業務を行うことができる「クロスアポイントメント制度」を導入・活用する。

【先行的な研究開発法人について今年度中に制度設計】

(以下略)

(注) 「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-」（平成26年6月24日閣議決定）に基づき、当省が作成した。

資料2 実用化研究支援事業に関する繰越欠損金残高と当期総利益等の経年推移

(単位：百万円)

区 分	H22	H23	H24	H25
経常利益	△392	2	4	2
売上納付金	-	-	1	-
当期総利益	△392	2	4	2
繰越欠損金	△6,550	△6,548	△6,544	△6,542

(注) 平成25年度業務実績報告書に基づき、当省が作成した。

資料3 承継事業に関する繰越欠損金残高と当期総利益等の経年推移

(単位：百万円)

区 分	H22	H23	H24	H25
経常利益	34	37	5	0
売上納付金	-	-	-	-
当期総利益	21	43	166	1
繰越欠損金	△25,611	△25,568	△25,402	△25,401

(注) 平成25年度業務実績報告書に基づき、当省が作成した。

年金積立金管理運用独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「本法人」という。)については、「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 - (平成26年6月24日閣議決定)において、①本法人の基本ポートフォリオについて、財政検証結果を踏まえ、デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施すること、②本法人のガバナンス体制の強化を図るため、運用委員会の体制整備や高度で専門的人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、厚生労働省において、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行うこととされている。

これを踏まえ、厚生労働省において、法人形態変更の必要性を含めた検討がなされているところである。

本法人の主要な事務及び事業については、以上の本法人を取り巻く環境を踏まえた上で、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 業務実施体制の見直し

1 高度で専門的な人材の確保とその活用等

本法人は、年金事業の運営の安定に資することを目的として、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、年金積立金を安全かつ効率的に運用することが求められている。また、デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即した対応が必要となることから、高度で専門的な人材の確保が必要とされている。

これらの状況から、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、本法人は、「高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。」とされ、外部コンサルティング会社に対し本法人の給与体系の改定に関する調査及び支援業務を委託している。

このため、本法人は、運用対象の多様化等に応じ、高度で専門的な人材の確保を進

めるに当たり、上記の外部コンサルティング会社に委託して得られた知見を十分に検討し、高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を図るものとする。

また、高度で専門的な人材の本法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を図るものとする。

さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すとともに、現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を当該人材を含めた本法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを本法人内に蓄積することを目指すものとする。

なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすく説明するものとする。

2 情報セキュリティ対策

本法人が有する年金積立金の管理及び運用に関する情報は、市場に多大な影響を与える極めて重要なものであることから、本法人には確実な情報セキュリティ対策が求められている。

このため、情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、本法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認するものとする。

また、情報漏えい対策として、各種契約等において守秘義務を課す等の対応が図られているものの、関係者が守秘義務を遵守しているかどうかの検証は実施されていない。このため、次期中期目標期間において、本法人の役職員のみならず本法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を本法人が自ら評価する仕組みを構築するものとする。

3 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化

本法人は、今後運用対象の多様化を進める予定であるが、そのためには伝統的な4資産^(注1)に関するリスク管理に加え、オルタナティブ投資^(注2)に関するリスク管理及びオルタナティブ投資を含めた本法人のポートフォリオ全体のリスク管理が必要である。

ただし、現時点では、オルタナティブ投資に関するリスク管理が可能なシステムが、我が国には乏しいことから、当該リスク管理を実施するためには、海外の機関が提供するシステムを利用する方法や、本法人が当該リスク管理システムを新たに開発し利用する方法が考えられる。このうち、海外の機関が提供するシステムを利用する場合は、我が国の国内法が適用されないことから、不測の情報漏えいが発生することによる影響は大きなものとなることが予想される。

このため、本法人は、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めた本法人のポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討するものとする。

また、リスク管理について、フォワード・ルッキングな^(注3)リスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図るものとする。

(注1) 国内債券、国内株式、外国債券、外国株式の4つのアセットクラスをいう。

(注2) 例えば、インフラストラクチャー共同投資のような、株式や債券などの伝統的な資産とは異なる資産への投資をいう。

(注3) 「フォワード・ルッキングな」とは、「先行きを見据えた」との意味である。

4 調査研究業務

(1) 調査研究業務の充実

本法人は、経済環境や市場を的確に把握したポートフォリオ管理を実施することや年金積立金の管理運用手法を高度化させることなどを目的として、調査研究業務を実施し、経済情勢等の調査・分析等の調査能力を向上させ、併せて、国内外の最先端の運用手法等に関する情報収集能力を向上させるとしている。

このため、今後は、前記「1 高度で専門的な人材の確保とその活用等」で記載した高度で専門的な人材を活用した本法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを本法人に蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくものとする。

(2) 調査研究業務に関する情報管理

近年における調査研究の中には、シンクタンク等に委託して実施した「海外インフラ投資に関する調査研究（平成 22 年度実施）」や「非時価総額加重平均型ベンチマークについての調査研究（平成 25 年度実施）」など、本法人が採用を始めた運用手法に繋がったものもあり、調査研究を通じて特定の部外者に本法人の将来的な運用手法を推測されるおそれがある。

このため、本法人の具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、本法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき、目標を策定するものとする。
- 2 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

法人の概要

年金積立金管理運用独立行政法人

所管	厚生労働省	主管課	年金局 総務課				中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日 (5 年間)				
沿革	昭和 36 年 11 月：年金福祉事業団設立 昭和 61 年 4 月：年金資金運用事業を開始—財政投融资借入による年金資金の運用を開始 平成 13 年 4 月：年金資金運用基金の設立—厚生労働大臣から寄託された年金資金の運用を開始 平成 18 年 4 月：年金積立金管理運用独立行政法人の設立											
組織体制	○本部所在地：東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル											
役員数	役員数：理事長（常勤 1）、理事（常勤 1）、監事（常勤 1、非常勤 1）（H26. 4. 1 現在） 常勤職員数：71 人 非常勤職員数：4 人（H26. 4. 1 現在）											
法人の目的	年金積立金管理運用独立行政法人は、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。 (年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 16 年 6 月 11 日法律第 105 号)(以下「GPIF 法」という。)第 3 条)											
業務の範囲	1. 年金積立金の管理及び運用を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (GPIF 法第 18 条) ※被用者年金制度一元化法による改正後（平成 27 年 10 月 1 日施行）は、モデルポートフォリオを策定することも追加される。											
H22～ 26 年度 における 決算額 (H26 は 予算額) (単位 : 億円)	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算
	年金特別会計寄託金	6,563	5,494	22,014	5,023	276	年金特別会計納付金	2,503	1,398	6,291	21,116	6,261
	投資回収金	68,546	58,394	65,452	45,865	54,938	年金特別会計寄託金償還	64,505	56,996	59,161	24,749	48,677
	運用収入	△2,999	26,092	112,222	102,207	41,924	財政融資資金借入金償還	1,521	-	-	-	-
	雑収入	2	6	1	3	2	財政融資資金借入金利息	17	-	-	-	-
							一般管理費	3	3	3	3	11
							業務経費	261	245	236	268	378
							投資	98,136	5,499	47,859	117,007	91,723
	合計	<u>72,112</u>	<u>89,986</u>	<u>199,689</u>	<u>153,098</u>	<u>97,140</u>	合計	<u>166,946</u>	<u>64,141</u>	<u>113,550</u>	<u>163,143</u>	<u>147,050</u>

独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）、独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）、独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）、独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）及び独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。また、上記6法人を総称して以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 組織の在り方の検討

【6法人共通】

国立高度専門医療研究センターの組織の在り方については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々政策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には、上記6法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う」と指摘されている。

また、「医療分野研究開発推進計画」（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においては、臨床研究及び治験の抱える課題として「(国立高度専門医療研究センターは) 企業との連携による創薬及び医療機器開発において貢献してきたとは必ずしも

いけない」と指摘されているほか、課題解決に向けて求められる取組として「我が国の医療研究開発におけるナショナルセンターの在り方については、検討を更に深める必要がある」との指摘もされている。

以上のことから、厚生労働省は、国立高度専門医療研究センターが平成27年4月に研究開発成果の最大化を目的とする国立研究開発法人に分類されることを踏まえ、分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応できるよう、重複する研究分野の再編成及び連携や役割分担の整理、病院運営の効率化等も念頭に置きつつ、国立高度専門医療研究センターとして存続させるべきか否か、各法人を統合させるべきか否か等、国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方に関して、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得るものとする。そのため、第1期中期目標期間の業務実績評価を実施した後、速やかに必要な準備行為に着手するものとする。検討に際しては、以下の観点及び今回の勧告の方向性における指摘事項に十分留意するものとし、検討結果については公表するとともに、総務省に設置予定の独立行政法人評価制度委員会に説明するものとする。

- ① 国立長寿医療研究センターについては、急速な高齢化の進展に伴う医療の方策的課題に留意しつつ、
 - i) 各疾患において高齢者の割合が増加しており、他の国立高度専門医療研究センターと重複する疾患が多いこと、
 - ii) 医師主導治験の実績がないこと、
 - iii) 専門修練医の育成を行っていないこと、
 - iv) 患者構成はほぼ近隣地域に限られていること等に鑑み、国立高度専門医療研究センターとしての機能の発揮状況
- ② 国立国際医療研究センターに国立研究開発法人として担当させるべき疾患の再整理
- ③ 国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理
 - ア 国立がん研究センターと国立成育医療研究センターの間における小児がん
 - イ 国立循環器病研究センターと国立長寿医療研究センターの間における高齢者の心臓病
 - ウ 国立精神・神経医療研究センターと国立長寿医療研究センターの間における認知症
 - エ 国立精神・神経医療研究センターと国立国際医療研究センターの間における精神・神経疾患
- ④ 厚生労働省所管機関の役割の再整理
 - ア 国の医療政策における国立高度専門医療研究センターと独立行政法人国立病院機

構（以下「国立病院機構」という。）

イ 感染症・エイズ・肝炎における国立国際医療研究センターと国立感染症研究所

第2 事務及び事業の見直し

1 研究開発事業の見直し

(1) 研究開発事業の重点化

現行の中期目標においては、国の医療政策における各法人の果たすべき役割及び研究開発事業の内容は、具体性に乏しいものとなっている。

貴重な財政資源を効果的かつ効率的に活用し、国全体として研究開発成果を最大化する観点から、次期中長期目標においては、国の医療政策における各法人の果たすべき役割を、関係部局間で協議した上で、具体的かつ明確に記載するものとする。それを踏まえ、実用化を目指した研究に重点を置きつつ、国民の健康に重大な影響のある疾患のうち、国として早急又は積極的に対応する必要があると考えられる、国立高度専門医療研究センターとして取り組むべき以下の研究開発に重点化するものとし、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めるものとする。

- ① 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発
- ② 難治性・希少性の疾患に関する研究開発
- ③ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂に資するような研究開発
- ④ 中長期に渡って継続的に実施する必要がある疫学的なコホート研究

各法人は、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（平成26年3月31日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）及び「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定）に即して策定された医療分野研究開発推進計画等を踏まえ、以下の研究開発に重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

なお、研究開発成果の最大化を図る観点から、例えばファースト・イン・ヒューマン試験数、医師主導治験数、各法人の研究開発に基づく先進医療承認件数及び学会等が作成する診療ガイドラインへの採用件数等について、次期中長期目標等に適切な数値目標を定めるものとする（資料1参照）。また、研究開発の質の向上については、適切な評価軸を検討・設定し、医療技術の向上及び医療の均てん化に資す

る目標を定めるものとする。

【国立がん研究センター】

- ・ 遺伝子の解析等による未来型医療を実現するための診断・治療法の研究開発
- ・ 難治性がん、希少がんなどを中心とした新規治療法の研究開発
- ・ 全国ネットワークを活用し、個人や集団に対しより最適化された標準治療開発のための多施設共同臨床研究
- ・ がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究

【国立循環器病研究センター】

- ・ より実用性の高い人工心臓、人工血管や急性心筋梗塞患者の救命治療における超小型補助循環システム等医療機器の研究開発
- ・ 本態や発症機序が明確でない循環器疾患における医工学融合による疾患毎患者毎に最適と考えられる新規治療法の研究開発
- ・ 致命的循環器疾患の救急治療法や難治性循環器疾患の革新的治療法の研究開発
- ・ 成人先天性心疾患のような診療科横断的な疾患について、標準治療法を開発するための多施設共同研究
- ・ 疾患コホートと住民コホートの連携による科学的根拠に基づいた予防法の研究開発

【国立精神・神経医療研究センター】

- ・ 人工核酸医薬品等を用いた、これまで治療薬がなかった筋ジストロフィーの治療薬の研究開発
- ・ 従来作用機序とは異なる、副作用が少なくかつ成績良好な多発性硬化症の治療薬の研究開発
- ・ 他疾患に対する既存薬の多発性硬化症及び視神経脊髄炎への適応拡大を目的とした研究開発
- ・ 神経難病における既存の治療法に対する治療反応性の検証による適正な治療選択法の研究開発

- ・ バイオマーカー、臨床脳画像等の活用による、パーキンソン病、統合失調症、うつ病、発達障害等の客観的評価に耐える診断・治療法の研究開発
- ・ 精神疾患等に対するバイオバンクを活用したエビデンスに基づく医療及びゲノム医療の実現のためのコホート研究並びに精神保健に関する疫学研究

【国立国際医療研究センター】

- ・ 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際的な感染症に対する革新的な診断・治療法の研究開発
- ・ エイズ、肝炎、糖尿病、代謝疾患及び自己免疫疾患に対する新たな医薬品や診断・治療法の研究開発
- ・ 感染症や代謝疾患、肝炎、自己免疫疾患等のバイオリソースの収集を進め、遺伝子の解析等による未来型医療を実現するための診断・治療法の研究開発
- ・ HIV感染症の病態解明のためのコホート研究

【国立成育医療研究センター】

- ・ 免疫不全症の遺伝子治療に関する研究開発
- ・ 先天性代謝異常症に対する再生医療の研究開発
- ・ 食物アレルギー等アレルギー疾患の発症予防法の確立に関する研究開発
- ・ 小児が服用しやすい薬剤の研究開発
- ・ 小児肺高血圧、小児多動症等に対する研究開発
- ・ 小児慢性特定疾患に対する治療法の研究開発
- ・ 早産・在胎不当過小やハイリスク妊婦等の母と児を対象としたコホート研究

【国立長寿医療研究センター】

- ・ 認知症の先制治療薬、早期診断技術の開発や予防（コグニサイズの発展・改良など）方法の確立等の研究開発
- ・ フレイル・ロコモなどの老年病に関する診断・予防についての研究開発
- ・ 歯髄幹細胞を用いた再生医療についての研究開発
- ・ 2025年問題を見据えた在宅医療や終末期医療、認知症患者の徘徊対策等の老年学・社会科学的な研究開発

- ・ バイオバンクと連携した老化・老年学に関する大規模コホート研究

(2) 競争的研究資金を財源とする研究課題の選定方法の見直し

【6法人共通】

運営費交付金を財源とする研究開発については、外部諮問委員会等の意見を聴取した上で定められた運営計画等において研究課題等が決定されているが、競争的研究資金を財源とする研究開発については、そのような仕組みがない。しかし、国立高度専門医療研究センターとしての役割を適切に果たす観点から、競争的研究資金を財源とする研究開発であっても、各法人のミッションや中長期目標を十分踏まえ、応募に際し、各法人として取り組むべき研究課題であるかどうかを審査した上で、研究課題を選定する仕組みを構築するものとする。

2 医療事業の見直し

【6法人共通】

(1) 病院の役割の明確化等

国立高度専門医療研究センターは国立研究開発法人に分類されることとなるが、国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、各病院の役割をそれぞれ明記するものとする。

なお、病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を他の独立行政法人等に移管する方向で検討するものとする。

(2) 臨床評価指標を用いた医療の質の評価の実施

各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、国立病院機構が活用している臨床評価指標等を参考に、国立高度専門医療研究センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を独自に策定した上で、医療の質の評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(3) 病院運営の効果的・効率的実施

効果的かつ効率的に病院運営を行うため、各病院の手術件数・病床利用率・平均

在院日数・入院実患者数等について、次期中長期目標等に適切な数値目標を定めるものとする（資料2参照）。

また、上記数値目標の実績について、各病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討するものとする。

3 人材育成事業の見直し

【6法人共通】

国立長寿医療研究センターを除く国立高度専門医療研究センターはレジデント及び専門修練医を育成している（資料3参照）ほか、医療従事者等を対象に専門的な技能向上のための研修を実施している。しかしながら、地域で中核的に診療に携わっている医師に対する研修は限られているので、最先端の医療技術を普及することにより医療の均てん化を促進するため、各法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修^(注)を実施するよう、研修内容を見直すものとする。

(注) 研修の具体例は以下のとおりである。

- ① 国立がん研究センターにおいては、内視鏡による低侵襲がん治療等の研修
- ② 国立循環器病研究センターにおいては、慢性血栓塞栓性肺高血圧症に対するバルーン肺動脈形成術等の研修
- ③ 国立精神・神経医療研究センターにおいては、うつ病、統合失調症やパーキンソン病に対する治療法の研修
- ④ 国立国際医療研究センターにおいては、エボラ出血熱やHIV・エイズ等の国際的な感染症に対する治療法等の研修
- ⑤ 国立成育医療研究センターにおいては、未熟児網膜症早期手術等の研修
- ⑥ 国立長寿医療研究センターにおいては、FDGを用いたポジトロン断層撮影によるアルツハイマー病診断法等の研修

【国立長寿医療研究センター】

国立長寿医療研究センターについては、レジデントを育成しているものの、専門修練医は育成していないことから、専門修練医制度の設置について検討するものとする。

4 情報発信事業の見直し

各法人においては、以下のとおり医療の均てん化等に取り組むものとする。

また、学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するものとし、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めるものとする。

【国立がん研究センター】

がんについては、国立がん研究センター及びがん診療連携拠点病院間でネットワークを構築しており、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を開催すること等により、意見交換や情報共有等を行っている。

しかしながら、最新の5年生存率は一定の調査条件を満たす一部の地域がん登録のデータしか活用できない状況であるなど、がん登録のデータの活用状況は十分とは言えないことから、今後はがん登録のデータを更に活用すること等により、医療の均てん化等に取り組むものとする。

【国立国際医療研究センター】

HIV・エイズ及び肝炎については、国立国際医療研究センター及び全国の中核的な医療機関間のネットワークの構築ができていますが、それ以外の担当疾患についてはネットワークの構築が不十分であることから、関係学会等とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むものとする。

【国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター】

循環器病、精神・神経疾患等、成育疾患及び加齢に伴う疾患については、各法人及び全国の中核的な医療機関間のネットワークの構築が不十分であることから、関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むものとする。

5 政策提言業務の見直し

【6 法人共通】

政策提言業務は、各法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことが必要だと考えられるが、そのような実績はほとんどみられないことから、今後は、法人として提言書を取りまとめた上で、国へ提言を行うものとする。

6 バイオバンク整備事業の見直し

【6法人共通】

バイオバンク整備事業については、医療分野研究開発推進計画において「「ナショナルセンター・バイオバンクネットワーク（NCBN）」について、一層の充実・強化を図る」とされていることを踏まえ、企業や他の研究機関による治療薬開発等の一層の推進を図る観点から、外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築するものとする。

第3 業務実施体制の見直し

【6法人共通】

1 調達コストの削減

現在、国立高度専門医療研究センター等の中で医薬品及び医療材料等の共同調達を行っているが、医療機器、備品、事務用消耗品等のうち実施可能なものについても共同調達等を行うことにより、コスト削減を図るものとする。

2 人事交流の推進

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構等との人事交流を更に推進するものとする。

また、医療の質の向上及びキャリアアップの観点から、国立高度専門医療研究センター間及び国立高度専門医療研究センターと国立病院機構の間における看護師等の人事交流を更に推進するものとする。

3 医療安全管理体制の強化

医療安全対策はすべての病院に共通する重要な課題であることから、国立高度専門医療研究センター間において、医療安全管理体制についての相互チェック、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことにより、医療安全管理体制を強化するものとする。

4 クロスアポイントメント制度の導入

産学官の人材・技術の流動性を高め、国立高度専門医療研究センターと大学間等の技術シーズを円滑に橋渡しすることにより、高度かつ専門的な医療技術の研究開発の推進が見込まれるため、「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、既に導入済みの国立がん研究センター以外の法人については、各法人と大学等との間でのクロスアポイントメント制度（各法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）を導入するものとする。

5 内部統制の一層の充実・強化

平成26年12月、国立循環器病研究センターの情報システム保守・運用業務の入札に関して職員が起訴された。本件に係る第三者委員会の検証結果等を踏まえ、コンプライアンス体制を強化するとともに、必要に応じ入札及び契約手続の見直し等を実施することにより、内部統制の一層の充実・強化を図るものとする。

第4 財務内容の改善等

【国立精神・神経医療研究センター及び国立国際医療研究センター】

国立精神・神経医療研究センター及び国立国際医療研究センターは、平成25年度決算において、繰越欠損金（国立精神・神経医療研究センターは約16億円、国立国際医療研究センターは約39億円）を計上している（資料4参照）。

この繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、各法人における繰越欠損金の発生要因等の分析を踏まえ、次期中長期目標に削減目標を明記するものとする。

また、各法人は、上記削減目標を踏まえ、具体的な繰越欠損金解消計画を策定するとともに、国民への説明責任を果たすため、同計画を公表するものとする。

第5 業務全般に関する見直し

【6法人共通】

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」

(平成26年9月2日総務大臣決定)に基づき、目標を策定するものとする。

- 2 特に、「平成25年度決算検査報告」(平成26年11月7日会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

参 考 資 料

※ 以下、国立がん研究センターを「NCがん」、国立循環器病研究センターを「NC循環器」、国立精神・神経医療研究センターを「NC精神」、国立国際医療研究センターを「NC国際」、国立成育医療研究センターを「NC成育」、国立長寿医療研究センターを「NC長寿」という。

資料1

○ ファースト・イン・ヒューマン試験数の推移

(単位：件)

\	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
NCがん	3	6	5	13
NC循環器	0	0	1	0
NC精神	0	0	1	1
NC国際	0	0	0	0
NC成育	0	0	0	0
NC長寿	0	0	1	0

○ 医師主導治験数の推移

(単位：件)

\	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
NCがん	4	5	15	16
NC循環器	0	2	1	4
NC精神	0	0	2	5
NC国際	1	1	0	0
NC成育	4	4	1	1
NC長寿	0	0	0	0

○ 各NCの研究開発に基づく先進医療承認件数の推移

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
NCがん	4	0	0	4
NC循環器	0	0	0	0
NC精神	0	0	0	0
NC国際	0	0	0	0
NC成育	1	0	0	0
NC長寿	0	0	0	0

○ 学会等が作成する診療ガイドラインへの採用件数の推移

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
NCがん	1	15	14	19
NC循環器	4	9	8	9
NC精神	0	0	0	3
NC国際	0	2	4	9
NC成育	1	6	4	7
NC長寿	0	3	3	4

資料2

○ 手術件数の推移

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
NCがん	7,221	7,151	7,450	7,639
中央病院	4,487	4,580	4,688	4,803
東病院	2,734	2,571	2,762	2,836
NC循環器	2,484	2,440	2,558	2,831
NC精神	239	260	286	290
NC国際	5,216	5,411	5,774	6,403
センター病院	4,266	4,255	4,600	5,075
国府台病院	950	1,156	1,174	1,328
NC成育	4,927	5,064	5,328	4,513
NC長寿	2,583	2,754	3,005	3,224

○ 病床利用率の推移

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
N Cがん				
中央病院	84.8	82.9	83.3	83.9
東病院	80.4	82.3	83.8	88.1
N C循環器	87.4	90.2	91.2	90.2
N C精神	80.9	85.3	86.8	85.7
N C国際				
センター病院	78.7	81.6	84.3	87.8
国府台病院	75.7	78.8	78.7	80.2
N C成育	82.4	77.2	80.6	78.6
N C長寿	69.3	81.2	79.6	79.3

○ 平均在院日数の推移

(単位：日)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
N Cがん				
中央病院	14.1	13.6	13.2	12.7
東病院	14.6	14.8	14.3	13.7
N C循環器	19.1	18.4	17.2	16.7
N C精神	52.7	42.3	34.8	29.5
N C国際				
センター病院	14.6	15.3	15.0	15.4
国府台病院	27.1	20.8	18.7	18.2
N C成育	12.1	11.5	11.1	10.6
N C長寿	20.1	19.2	20.1	19.7

○ 入院実患者数の推移

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
N Cがん	310,527	310,001	312,334	320,383
中央病院	185,745	182,014	182,406	183,707
東病院	124,782	127,987	129,928	136,676
N C循環器	180,784	178,939	179,723	178,505
N C精神	137,578	145,500	147,721	145,746
N C国際	327,953	331,596	341,357	356,863
センター病院	230,426	229,767	237,244	247,108
国府台病院	97,527	101,829	104,113	109,755
N C成育	138,407	138,497	144,113	140,517
N C長寿	80,736	81,978	93,276	92,979

資料3

○ レジデント及び専門修練医の数（平成25年度）

（単位：人）

	NCがん	NC循環器	NC精神	NC国際	NC成育	NC長寿
レジデント	131	96	51	149	87	4
専門修練医	68	51	5	48	103	0

資料4

○ 繰越欠損金の推移

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
NC精神	△62	△1,071	△1,389	△1,618
NC国際	△750	△2,683	△4,349	△3,868

法人の概要

独立行政法人国立がん研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課				中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日～ 27 年 3 月 31 (5 年間)				
沿革	昭 37.1 国立がんセンター → 平 22.4 独立行政法人国立がん研究センター											
組織	所在地：東京都中央区築地 5-1-1 (築地キャンパス：中央病院、研究所等) 千葉県柏市柏の葉 6-5-1 (柏キャンパス：東病院等)											
役職	役員数：理事長 (1)、理事 (常勤 2、非常勤 3)、監事 (非常勤 2) (H26. 4. 1 現在) 常勤職員数：1,750 人 非常勤職員数：992 人 (H26. 4. 1 現在)											
法人の目的	がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 3 条第 1 項)											
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 13 条)											
H22～26 年度における決算額 (H26 は予算額)	【 収 入 】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【 支 出 】	H22	H23	H24	H25	H26 予算
	・ 運営費交付金	8,803	8,755	8,056	7,425	6,687	・ 業務経費	32,762	41,823	42,568	46,456	47,732
	・ 施設整備費補助金	0	0	455	523	68	・ 施設整備費	2,685	5,214	5,305	13,257	7,224
	・ 長期借入金等	0	4,043	818	3,824	2,037	・ 借入金償還	1,584	1,904	2,091	2,190	2,316
	・ 業務収入	31,097	37,014	39,312	41,138	44,659	・ 支払利息	408	414	380	325	290
	・ その他収入	46,201	40,178	7,540	10,553	19,029	・ その他支出	22,855	54,525	5,877	7,657	634
(単位：百万円)	合 計	86,102	89,989	56,181	63,463	72,480	合 計	60,295	103,880	56,221	69,885	58,195

法人の概要

独立行政法人国立循環器病研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課					中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日（5 年間）				
沿革	昭 52.6 国立循環器病センター → 平 22.4 独立行政法人国立循環器病研究センター												
組織体制	所在地：大阪府吹田市藤白台 5-7-1（病院、研究所等）												
役員数	役員数：理事長（1）、理事（常勤 1、非常勤 2）、監事（非常勤 2）（H26. 4. 1 現在） 常勤職員数：1,167 人 非常勤職員数：499 人（H26. 4. 1 現在）												
法人の目的	循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 （高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 3 条第 2 項）												
業務の範囲	1. 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3. 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 4. 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 （高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 14 条）												
H22～26 年度における決算額（H26 は予算額） （単位：百万円）	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	
	・運営費交付金	5,902	5,428	4,977	4,605	4,316	・業務経費	19,178	23,357	24,978	25,475	25,537	
	・施設整備費補助金	0	0	608	0	0	・施設整備費	934	4,361	2,036	1,967	5,542	
	・長期借入金等	120	0	0	0	0	・借入金償還	174	278	278	279	283	
	・業務収入	16,369	19,736	23,516	23,045	23,550	・支払利息	29	27	23	19	14	
	・その他収入	16,002	0	0	2	5,824	・その他支出	11,396	53	42	56	54	
合計	38,392	25,164	29,101	27,651	33,690	合計	31,711	28,076	27,356	27,796	31,430		

法人の概要

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課					中期目標期間	平成22年4月1日～27年3月31日 (5年間)				
沿革	昭61.10 国立精神・神経センター（旧国立武蔵療養所、同神経センターと旧国立精神衛生研究所が組織統合） → 平20.4 国府台病院を国立国際医療センターへ組織移管 → 平22.4 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター												
組織体制	所在地：東京都小平市小川東町4-1-1（病院、神経研究所、精神保健研究所等）												
役員員数	役員数：理事長（1）、理事（常勤1、非常勤3）、監事（非常勤2）（H26.4.1現在） 常勤職員数：720人 非常勤職員数：613人（H26.4.1現在）												
法人の目的	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条第3項)												
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3. 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。 4. 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 6. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第15条)												
H22～26年度における決算額（H26は予算額） (単位:百万円)	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	
	・運営費交付金 ・施設整備費補助金 ・業務収入 ・その他収入 合計	4,595 0 6,064 11,298 21,958	4,513 1,413 7,695 1,686 15,307	4,652 894 8,161 665 14,372	4,534 450 8,963 211 14,159	4,292 539 8,927 3,454 17,211	・業務経費 ・施設整備費 ・借入金償還 ・支払利息 ・その他支出 合計	9,564 7,383 53 43 505 17,548	11,726 5,540 52 43 336 17,697	12,731 937 50 41 261 14,020	12,881 719 48 40 142 13,830	12,757 957 85 38 102 13,938	

法人の概要

独立行政法人国立国際医療研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課					中期目標期間	平成22年4月1日～27年3月31（5年間）				
沿革	平 5.10 国立国際医療センター（国立病院医療センターと国立療養所中野病院とを統合） → 平 20.4 国立精神・神経センター国府台病院と組織再編成 → 平 22.4 独立行政法人国立国際医療研究センター												
組織体制	所在地：東京都新宿区戸山1-21-1（病院、研究所等） 千葉県市川市国府台1-7-1（国府台病院） 東京都清瀬市梅園1-2-1（国立看護大学校）												
役員数	役員数：理事長（1）、理事（常勤2、非常勤4）、監事（非常勤2）（H26.4.1現在） 常勤職員数：1,834人 非常勤職員数：767人（H26.4.1現在）												
法人の目的	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 （高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条第4項）												
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3. 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。 4. 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 6. 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。 7. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 （高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第16条）												
H22～26年度における決算額（H26は予算額） （単位：百万円）	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	
	・運営費交付金	8,455	7,514	7,135	6,914	6,317	・業務経費	25,275	30,054	32,525	32,746	33,930	
	・施設整備費補助金	0	78	67	896	841	・施設整備費	5,731	3,627	6,302	6,326	8,747	
	・長期借入金等	0	700	600	1,800	4,700	・借入金償還	326	615	986	1,099	1,132	
	・業務収入	19,938	25,120	29,209	31,967	30,904	・支払利息	289	283	278	266	257	
	・その他収入	19,808	7,642	6,125	4,756	3,942	・その他支出	1,531	6,785	5,528	5,056	699	
	合計	48,201	41,054	43,135	46,333	46,704	合計	33,152	41,363	45,619	45,493	44,765	

法人の概要

独立行政法人国立成育医療研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課					中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 27 年 3 月 31 日 (5 年間)				
沿革	平 14.3 国立成育医療センター (旧国立大蔵病院と旧国立小児病院が統合) → 平 22.4 独立行政法人国立成育医療研究センター												
組織体制	所在地：東京都世田谷区大蔵 2-10-1 (病院、研究所等)												
役員数	役員数：理事長 (1)、理事 (非常勤 3)、監事 (非常勤 2) (H26. 4. 1 現在) 常勤職員数：1,011 人 非常勤職員数：565 人 (H26. 4. 1 現在)												
法人の目的	母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの (以下「成育に係る疾患」という。)に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 3 条第 5 項)												
業務の範囲	1. 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3. 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 4. 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 17 条)												
H22 ~26 年度における決算額 (H26 は予算額) (単位：百万円)	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	
	・運営費交付金	5,008	4,666	4,326	3,996	3,587	・業務経費	14,917	17,983	20,260	21,215	22,183	
・施設整備費補助金	0	321	582	449	0	・施設整備費	2,352	1,345	1,128	1,951	1,622		
・長期借入金等	0	0	0	0	0	・借入金償還	634	683	683	683	683		
・業務収入	12,275	16,453	18,264	20,139	21,085	・支払利息	146	124	107	99	90		
・その他収入	4,942	1,130	258	251	0	・その他支出	513	1,616	504	482	435		
合計	22,225	22,571	23,430	24,835	24,673	合計	18,563	21,750	22,683	24,430	25,014		

法人の概要

独立行政法人国立長寿医療研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課					中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 27 年 3 月 31 日 (5 年間)								
沿革	昭 41.4 国立療養所中部病院 (旧国立愛知療養所と旧国立療養所大府荘が組織統合) → 平 16.3 国立長寿医療センター → 平 22.4 独立行政法人国立長寿医療研究センター																
組織体制	所在地：愛知県大府市森岡町 7-430 (病院、研究所等)																
役員数	役員数：理事長 (1)、理事 (常勤 1、非常勤 1)、監事 (非常勤 2) (H26. 4. 1 現在) 常勤職員数：506 人 非常勤職員数：363 人 (H26. 4. 1 現在)																
法人の目的	加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの (以下「加齢に伴う疾患」という。)に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 3 条第 6 項)																
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。 2. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 3. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 4. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 6. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 18 条)																
H22~26 年度における決算額 (H26 は予算額) (単位：百万円)	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算					
	・運営費交付金	3,459	3,613	3,743	3,477	3,058	・業務経費	6,301	7,684	8,510	8,658	9,090					
	・施設整備費補助金	0	441	625	236	137	・施設整備費	312	2,325	1,856	1,005	488					
	・業務収入	3,812	5,793	6,010	6,557	6,560	・借入金償還	79	105	102	102	102					
	・その他収入	3,103	502	2,002	1,000	501	・支払利息	13	12	10	9	7					
合計	10,374	10,349	12,379	11,270	10,255	・その他支出	107	1,629	1,693	1,127	107	合計	6,812	11,756	12,171	10,901	9,794

經濟產業省

(案)

政 委 第 号
平成 27 年 1 月 日

経 済 産 業 大 臣
宮 沢 洋 一 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人日本貿易振興機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

また、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣は、当委員会の意見を聴いた上で新中期目標及び新中長期目標を策定することとされておりますので、最終的な見直し内容とともに、新中期目標及び新中長期目標案の提出をお願いいたします。

独立行政法人産業技術総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に
関する勧告の方向性

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 従来の「橋渡し」機能の実績等の検証及び次期中長期目標における「橋渡し」機能を踏まえた評価軸の整備

「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 -」（平成26年6月24日閣議決定。以下、「日本再興戦略」という。）において、本法人は、「橋渡し」^(注1)機能の強化^(注2)に先行的に取り組み、これら先行的な取組について、適切に進捗状況の把握・評価を行い、その結果を受け、「橋渡し」機能を担うべき他の研究開発法人に対し、対象分野や各機関等の業務の特性等を踏まえ展開するとされている。

一方、現中期目標期間（平成22年度から26年度まで）において本法人では、持続可能な社会の実現を目指し、基礎研究から実用化研究まで一体かつ連続的に取り組む「本格研究」を実施してきている。具体的には、イノベーションの継続的な創出による産業競争力強化のため、「有望シーズを生み出す」、「筋の良い技術に育てる」、「市場への出口をつくる」のステージを設定し、国の政策目標を実現するための課題解決に取り組んでいる。

しかしながら、従来からの「橋渡し」の取組に関しては、代表的な研究開発成果は広報されているものの、本格研究のうち事業化された実績については網羅的に明らかとされておらず、市場への出口をつくる成果については特段の分析・検証がされていない。

このため、新たな「橋渡し」機能の強化に当たっては、これまでの研究実施体制や成果の普及について分析・検証した上で、企業が事業化に向けて必要とする研究を本法人

が担うことが重要である。

したがって、次期中長期目標において、新たな「橋渡し」研究の評価に当たっては、研究段階、研究特性等を踏まえて適切な評価軸を検討・設定し、さらに、大企業と中堅・中小企業の件数の比率を考慮した上で、企業からの資金提供額（資料1参照）を目標として策定するものとする。

また、一定金額規模以上の「橋渡し」研究を企業と実施した案件については、正確な事実を把握し、PDCAサイクルの推進を図るため、その後の事業化の状況（件数等）の把握を行うものとする。

（注1）「科学技術イノベーション総合戦略2014～未来創造に向けたイノベーションの懸け橋～」（平成26年6月24日閣議決定）において、「革新的な技術シーズを事業化に向けて磨き上げていく機能」とされている。

（注2）研究の後期段階における受託研究等企業からの資金受入れを基本とすることとされている。

2 創造的業務に関する重点分野の明確化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」と位置付けるものとされており、本法人が対象候補として議論されてきている。

しかしながら、本法人は、現中期目標において、「世界トップに立つ研究機関を目指し、論文数の拡大を推進するとともに、その論文の被引用数に基づく世界ランキングの向上を実現する。」とされているが、論文数は毎年度減少しており、ランキングについても平成25年度には大きく低下（資料2参照）している状況にある。

したがって、本法人が、引き続き、世界トップレベルに立つ研究機関を目指すためには、従来から行っている研究について、世界トップレベルの成果を生み出したかの観点から分析・検証した上で、世界トップレベルを担う研究分野を特化し、「独立行政法人の目標策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえ、世界トップレベルの成果創出に向けた客観的目標を策定するものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 組織体制の再構築

(1) 研究推進体制の見直し

本法人は、従来の「橋渡し」に取り組むため、研究推進体制について、6つの研究分野ごとに研究部門、研究センターにおいて、本格研究に取り組んでいるが、次期中長期目標期間においては、新たな「橋渡し」機能の強化に取り組むこととしている。

しかしながら、「特定国立研究開発法人（仮称）」で期待される「世界トップレベルに立つ研究機関」に関する研究、従来の「橋渡し」に基づく研究、新たな「橋渡し」につながる研究については、それぞれ研究段階、研究特性等が異なるケースもあると考えられる。

このため、経済産業大臣は本法人に対し、「特定国立研究開発法人（仮称）」を目指すための考え方と新たな「橋渡し」に資するための考え方を次期中長期目標で示した上で、本法人が重点を置いて取り組む研究分野を明確にした方針（以下「新たな方針」という。）を策定し、それに基づきそれぞれの研究に最適な体制を構築するものとする。

(2) イノベーション推進本部の見直し

本法人は、産学官連携や知財管理については、本部組織としてイノベーション推進本部を設置しているが、現行の組織体制は、従来の「橋渡し」に取り組むことを前提に構築されたものであり、必ずしも新たな「橋渡し」の機能強化という観点で設置されているものではない。

このため、新たな「橋渡し」の一貫で実施する産学官連携等については、産業界のニーズ把握と大学等の有する技術シーズの分析を行い、それらのマッチングにより課題解決方策の検討と研究推進組織に対して、研究計画の設計まで関与できる専門人材を強化することとする。

2 地域センター

地域センター（平成26年4月現在8か所）における研究内容については、地域の産業集積等を踏まえ、地域ごとに重点化が明確になされている。この分野において、地域内の大学や公的機関とも連携し、地域の産業振興に資することが求められる。

本法人が新たに取り組む「橋渡し」機能の強化に当たっては中小企業に役立つような

研究を手助けするという観点から、地域の中小企業に近い立場に立つ地域センターの果たす役割は重要である。

このため、本法人は、次期中長期目標期間の早期の段階で、地域センターごとに「橋渡し」機能の進捗状況の把握・評価を行った上で、「新たな方針」を踏まえ、「橋渡し」機能が発揮できない地域センターについては、他地域からの人材の異動と併せて地域の優れた技術シーズや人材を他機関から補強することにより研究内容の強化を図る。その上で、将来的に効果の発揮が期待されない研究部門等を縮小若しくは廃止するものとする。

3 博士人材育成及び人事交流の促進

(1) 産総研イノベーションスクール

日本では、博士号取得者の多くが大学や公的機関へ就職を希望しており、民間企業では、博士号取得者を積極的に採用する気運が少なく、民間企業へ就業する割合はアメリカ等に比べ低い状況となっている。

本法人は、平成20年度に開始した産総研イノベーションスクールにおいて、産業界との関連が強い独自の取組として、スクール生をOJTとして民間企業へ派遣し、その成果として修了生の76.6%が民間企業、大学や公的研究機関等に正規就業しており、特に、修了生の40.9%は民間企業へ就業している（資料3参照）。これは、一般的な博士課程修了後の民間企業への就職率を上回っている。

このため、次期中長期目標期間には、「新たな方針」を踏まえ、民間企業等への博士号取得者の人材供給という目標を明確にした上で実施するものとする。

(2) リサーチアシスタント

平成26年度より、リサーチアシスタントとして大学院生を契約職員として受入れ、社会ニーズの高い研究開発への参画を通じて、実社会での研究開発に必要とされる高度な研究実施能力や計画立案能力を涵養させる制度が創設されている。

このため、次期中長期目標期間には、「新たな方針」を踏まえ、産総研イノベーションスクールと同様、民間企業等への博士号取得者の人材供給という目標を明確にした上で実施するものとする。

(3) クロスアポイントメント制度

産学官の人材・技術の流動性を高め、本法人と大学間等の技術シーズを円滑に橋渡しすることが重要である。

このため、「日本再興戦略」を踏まえ、本法人と大学等との間でのクロスアポイントメント制度（本法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）を導入するものとする。

第3 福島再生可能エネルギー研究所

福島再生可能エネルギー研究所は、「世界に開かれた再生可能エネルギーの研究開発の推進」と「新しい産業の集積を通じた復興への貢献」のために、政府の「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）（資料4参照）及び「福島復興再生基本方針」（平成24年7月13日閣議決定）（資料5参照）を踏まえ、平成26年4月に福島県に開所している。

本研究所では、世界に開かれた再生可能エネルギーの研究開発の推進が求められることから、「新たな方針」を踏まえ、次期中長期目標期間中の早期に研究所の役割を明確にした上で、進むべき方向と研究資源の集約等に関する具体的な工程表を明らかにするものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、法人の業務の特性や類型を踏まえた目標を策定するものとする。
- 2 特に「平成25年度決算検査報告」（平成26年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

参 考 資 料

資料1

受託収入（民間企業受託）とその他の自己収入（資金提供型共同研究）の合計額

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
額（億円）	36.0	45.1	44.3	43.1

出典：財務諸表等解説

注：企業からの資金提供額には、上記以外にも知的財産権収入等がある。

資料2

論文の被引用数の世界ランキング

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
順位（総合）	146	150	184

出典：トムソンロイター「論文の引用動向からみる日本の研究機関ランキング」

注：平成25年度は、高被引用論文数によるランキングである。

資料3

産総研イノベーションスクール（1～7期）修了生の就業状況

	正 規 就 業							ポスドク、未定等
	民 間 企 業			民 間 企 業 以 外				
	OJT先	OJT先以外	起業	大学等	産総研	公的研究機関	その他正規	
割合	20.9%	18.7%	1.3%	20.9%	8.9%	4.3%	1.7%	23.4%

就業状況は、平成26年4月1日時点

資料4 東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部）（抜粋）

6 原子力災害からの復興

(2) 復興対策

②再生可能エネルギーの拠点整備

(i) 再生可能エネルギーに関わる開かれた世界最先端の研究拠点の福島県における整備、再生可能エネルギー関連の産業集積を促進する。

(3) 政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進

(i) 復旧・復興を進めていく観点から、政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等を促進する。

資料5

福島復興再生基本方針（平成 24 年 7 月 13 日）（抜粋）

第3部 福島全域の復興及び再生

第6 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

2 新たな産業の創出等のための施策

(2) 研究開発の推進等のための施策

再生可能エネルギーに関しては、再生可能エネルギーの研究開発、実証等を通じて産業創造に取り組み、福島の再生可能エネルギー産業拠点化を目指す。具体的には、独立行政法人産業技術総合研究所を中心とする産学官の連携により、技術開発から実証までを行う研究開発拠点の整備や、地域に存在するバイオマスなど再生可能資源の効果的活用のための技術開発、浮体式洋上風力発電の早期事業化と福島発の洋上発電技術の国際標準を先導するような研究開発、試験活動の強化・機能の集積により、関連産業の創出を図る。また、これらの成果を活かしつつ、スマートコミュニティの実証事業等、先端的太陽光発電事業のモデル実証研究、先端的太陽電池の基礎から早期実用化までの一貫した研究開発等などの展開、被災地向けの再生可能エネルギー発電事業への助成制度などを通じて、産業創造の促進に取り組む。さらには、エネルギーパークの設定等再生可能エネルギーを目で見て触れて理解で

きる機会の拡大を通じ、市民共生型の再生可能エネルギー市場の構築を目指す。

法人の概要

独立行政法人産業技術総合研究所

所管	経済産業省	主管課	産業技術環境局技術振興・大学連携推進課産業技術総合研究所室					中期目標期間	平成22年4月1日～27年3月31日(5年間) ※平成27年4月より国立研究開発法人					
沿革	通商産業省工業技術院（15研究所） 計量教習所							平成13.4.1 独立行政法人産業技術総合研究所 ※平成17年4月 非公務員化						
組織体制	東京本部：〒100-8921 東京都千代田区霞が関 1-3-1 つくば本部：〒305-8568 茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央第2つくば本部・情報技術共同研究棟 地域センター等 北海道センター（北海道札幌市豊平区）：バイオものづくり技術 東北センター（宮城県仙台市宮城野区）：低環境負荷化学プロセス技術 臨海副都心センター（東京都江東区）：バイオ・IT融合技術 中部センター（愛知県名古屋守山区）：先進材料プロセス技術 関西センター（大阪府池田市）：ユビキタスエネルギー技術、医工連携技術、組込み情報技術 中国センター（広島県東広島市）：バイオマスリファイナリー技術 四国センター（香川県高松市）：健康工学技術 九州センター（佐賀県鳥栖市）：生産計測技術 福島再生可能エネルギー研究所（福島県郡山市）：再生可能エネルギー技術													
役員員数	○役員数（平成25年4月1日現在）：理事長1（常勤）、副理事長1（常勤）、理事10（常勤9、非常勤1）、監事2（常勤） ○職員数（平成25年4月1日現在）：研究職員2,281名（うちパーマナント2,010名）、事務職員657名 ○組織ごとの職員数（常勤職員／契約職員（ポスドク））													
	組織名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度						
	東京本部	139/ 80(10)	144/ 64(8)	136/ 54(7)	79/ 15(2)	52/ 4(0)	55/ 3(0)	57/ 2(0)						
	北海道	74/ 60(5)	68/ 62(4)	70/ 63(7)	65/ 67(5)	66/ 69(4)	63/ 76(5)	58/ 74(9)						
	東北	45/ 52(7)	43/ 57(4)	41/ 52(2)	43/ 54(3)	45/ 49(3)	43/ 43(1)	42/ 47(1)						
	つくば	2,277/1,903(289)	2,229/2,001(303)	2,277/1,969(256)	2,309/2,070(222)	2,266/2,009(200)	2,276/2,047(187)	2,261/2,002(173)						
	臨海副都心	81/ 117(21)	87/ 139(27)	83/ 129(23)	84/ 137(26)	77/ 111(16)	78/ 106(18)	75/ 92(10)						
	中部	157/ 102(11)	151/ 114(15)	152/ 96(8)	148/ 94(6)	144/ 88(5)	141/ 89(7)	137/ 94(9)						
	関西	200/ 206(27)	192/ 235(41)	178/ 208(21)	174/ 208(25)	177/ 194(27)	171/ 192(25)	158/ 173(13)						
	中国	38/ 54(9)	34/ 65(13)	33/ 58(9)	34/ 59(10)	38/ 51(11)	34/ 53(10)	28/ 56(10)						
	四国	36/ 39(4)	35/ 41(4)	35/ 31(3)	33/ 35(5)	33/ 36(4)	32/ 37(3)	36/ 30(2)						
	九州	56/ 111(17)	55/ 122(16)	50/ 112(13)	51/ 112(14)	51/ 90(4)	45/ 62(3)	42/ 63(3)						
福島							35/ 33(2)							
合計	3,103/2,724(400)	3,038/2,900(435)	3,055/2,772(349)	3,020/2,851(318)	2,949/2,701(274)	2,938/2,708(259)	2,929/2,666(232)							
法人の目的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。													
業務の範囲	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。 2 地質の調査を行うこと。 3 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。 4 前三号の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。 5 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。 6 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三条の二の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。 7 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。													
H21～24年度に おける決算額 (H26年度は 予算額)	【収入】	H21	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H21	H22	H23	H24	H25	H26 予算
	運営費交付金 施設整備費補助金 受託収入 うち国からの受託収入 その他からの受託収入 その他収入 目的積立金取崩額 合計	66,555 17,963 21,547 7,971 13,576 8,281 54 114,400	61,407 8,718 16,434 5,807 10,627 10,427 - 96,985	69,988 7,723 14,792 4,856 9,936 10,097 - 102,599	57,828 9,658 12,450 5,271 7,179 10,437 - 90,373	59,113 11,383 13,186 6,764 6,422 10,354 - 94,036	62,441 0 7,863 25 7,838 6,927 - 77,231	業務経費 鉱工業科学技術研究 地質関係経費 計量関係経費 技術指導及び成果の普及 東日本大震災復興業務経費 施設整備費 受託経費 特許生物寄託業務 原子力関係経費受託 地球環境保全等試験研究 その他受託 間接経費 合計	67,504 48,888 5,067 6,918 6,631 19,285 18,582 158 185 240 17,999 11,597 116,967	58,538 43,251 4,440 5,782 5,064 9,537 15,552 124 93 162 15,173 8,134 96,761	61,089 44,617 4,181 6,429 5,861 7,579 14,001 91 41 120 13,749 7,092 89,760	62,415 45,715 5,479 6,082 5,140 8,710 12,253 - - 188 12,066 7,894 91,272	70,358 48,515 5,548 6,808 9,031 456 11,585 12,069 - - 20 12,049 8,440 102,452	58,765 41,796 4,371 7,221 3,769 1,608 0 6,772 - - 25 6,747 11,694 77,231
(単位：百万円)														

独立行政法人日本貿易振興機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 目標設定及び適切な評価の在り方

(1) 法人全体の目標設定

本法人では、中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援に関する評価を、商談会での商談件数等の指標に基づき実施しているが、商談件数については、海外展開の達成状況を評価する指標としては、不十分である。

このため、次期中期目標では、「「日本再興戦略」改訂2014「未来への挑戦」（平成26年6月24日閣議決定）」（資料1参照）において取り組むものとされている役割と政府目標を踏まえ、新たに海外展開を達成した社数、誘致に成功した企業数や対日投資残高増への貢献、及び農林水産物・食品の輸出に係る成約額など業務実績を適切に評価するアウトカムと関連させた目標を策定するものとする。

(2) 事務所単位での評価

本法人は、国内外のネットワークに強みを有する法人であり、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、事務所単位での業務の量及び質の向上に向けた評価が求められる。

このため、次期中期目標期間では、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、事務所単位での評価を実施するものとする。また、利用者アンケートを活用するなどにより、事務所単位でのサービスの質の向上に努めるものとする。

2 人材活用

中小企業の海外展開支援における企業OB等の人材活用について、社会経済情勢の

変化に的確に対応した人材を確保の上、実施するものとする。

3 アジア経済研究所

アジア経済研究所は、アジア等開発途上国・地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国の研究機関として、我が国の通商政策・経済協力政策の基盤となる研究を実施している。しかし、現行の中期目標においては、アジア経済研究所の役割が十分に記載されていない。

このため、次期中期目標においては、本法人におけるアジア経済研究所が果たすべき役割を明確にした上で、「独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）」等における国立研究開発法人の準用規定に基づき、適切な評価軸を検討・設定し、海外事務所、民間企業等の法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ、研究成果の最大化に向けた目標を策定するものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 国内事務所

本法人は、次期中期目標期間では、「業務における優先順位を明確化し、経営資源を最適配分する」としているものの、国の独立行政法人として、経営資源に限りがあることを踏まえ、どのように国内事務所を配置すべきかについて、明確な考え方を示していない。さらに、費用と便益を比較しての検討が必ずしも十分でないことから、以下の取組を行うものとする。

(1) 開設の考え方

本法人は、地方自治体の強い要請を受け、地方自治体が応分の負担を行った上で、事務所を設置し、現在、38都道府県、40か所に事務所を設け、主として中小企業の海外展開支援業務を実施している。このうち、4事務所（山梨、浜松、佐賀及び茨城）については、現行の中期目標期間中に開設されたものであり、今年度内には京都、次年度始めには、栃木への開設も予定されている。しかし、事務所開設の判断に当たっては、当該地域において新たに中小企業の海外展開ニーズの発掘が見込めることを確認しているものの、事務所運営にかかる費用と便益について、必ずしも十分に検討されていない。

このため、現行の中期目標期間中の最先発の山梨事務所については、今年度末

をもって開設から2年を経過することから、開設前に見込んでいた地域のニーズとの相違、及び費用と便益について速やかに検証するものとする。また、今後の事務所開設については、地域における中小企業社数、海外展開や輸出の現状等の把握、中小企業の海外展開の可能性の分析など定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で費用と便益を適切に比較して判断するとともに、これらの視点を踏まえた開設の考え方について、必要な見直しを進めるものとする。

その他の3事務所及び今後開設予定の事務所についても、次期中期目標期間中に開設から一定期間を経過することを踏まえ、事務所の開設の効果について同様に検証するものとする。

なお、検証に当たっては、管轄地域において支援を行った企業が海外展開した数の伸びや輸出額の増減など、事務所開設前に当該地域を管轄していた事務所又は大阪本部の業績に与えた影響の観点を踏まえて実施するものとする。

(2) 配置の考え方及び見直し

次期中期目標期間においては、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、国内事務所の配置について、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進めるものとする。

2 海外事務所

(1) 将来ニーズを踏まえた配置

本法人は、海外57か国、76か所に海外事務所を設け、中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援、対日投資促進及び海外ビジネス情報等の提供業務を実施している。海外事務所については、現行の中期目標期間においても巡回事務所化などの見直しを行ってきた。しかし、主要国の貿易投資振興機関と比較して、今後成長が期待される中東・アフリカ地域の比率が低いなどの傾向（資料2参照）がある。さらに、職員の配置についても、海外展開支援に関する民間サービスが充実している北米地域においては、一事務所当たりの職員数が多くなっており、必ずしも将来ニーズに対応した事務所及び職員の配置となっていない。

このため、次期中期目標期間においても、事務所単位での評価及び民間サービスの状況等も踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い新興国への事務所及び職員の配置を進めるものとする。その際、配置の妥当性について、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で、検証するものとする。

(2) 在外日系企業の進出段階に応じたきめ細かな支援

海外進出した日系企業の支援については、現地でのビジネスの安定及び拡大、場合によっては撤退など、在外日系企業の置かれた状況に応じて多様な支援ニーズがあることから、海外事務所が提供するサービスの質の更なる向上を図る必要がある。

このため、次期中期目標期間においては、在外日系企業の進出段階に応じた支援ニーズを積極的に把握し、それぞれのニーズに応じた支援方策について検討を行った上で、継続的に支援を実施するものとする。

3 神戸における対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の見直し

本法人は、日本でのビジネスを検討している外国企業に対する拠点設立支援のため、原則として一定期間無償で貸与するオフィスとして、国内6か所でIBSC（資料3参照）を運営している。このうち、地方自治体の要望を受けて設置したIBSC神戸は、地方自治体等が同種の事業を実施しており、また、入居率が低く、年に数社程度の入居となっている。

このため、IBSC神戸については、廃止を念頭に、地方自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、目標を策定するものとする。

- 2 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

参 考 資 料

資料1

- ・「「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 - (平成26年6月24日閣議決定)」 (抜粋)

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(3) 新たに講ずべき具体的施策

②地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

- ・中堅企業等の海外展開の促進に向けて、日本企業の海外事業拠点における販路開拓等のパッケージ支援をJETRO等関係機関を活用しつつ行う。

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 輸出の促進等

②ジャパン・ブランドの推進

現在、都道府県ごとに行っている輸出振興を、ジャパン・ブランドの下に結集し、ブランドを確立する。このため、品目別に輸出促進の司令塔・マーケティングを行う団体を育成・支援することとし、来年度から、順次、牛肉、茶、水産物等の分野において品目別輸出団体の設立を推進する。また、本年6月に創設する「輸出戦略実行委員会」がオールジャパンの輸出戦略の全体の司令塔として輸出促進に取り組む。

日本食材の輸出促進・食品企業の海外展開を図るため、ジャパン・ブランドの統一やクールジャパン機構等による日本食の海外展開支援と併せ、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、戦略的に真の日本食など日本食文化を広めるための司令塔として、官民合同のコンソーシアムを創設し、郷土食や地域食材を含む日本食文化の魅力発信等による日本食のブランド化や、輸出促進・海外展開のための環境整備、日本食文化を普及する料理人等の人材育成・日本食の海外出店支援等を推進していく。また、上記取組の推進に当たっては、JETROによる国際展開支援や輸出振興に関する知見等を活用し、連携

して取り組む。

三. 国際展開戦略

(3) 新たに講ずべき具体的施策

①対内直接投資残高倍増の推進体制強化

2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増するという意欲的な目標を達成するためには、外国企業のニーズを踏まえた我が国の投資環境の改善に必要な体制構築を含む政府の推進体制の整備が不可欠であり、「対日直接投資推進会議」を司令塔として、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現に政府横断で取り組む。

在外公館・JETROが連携して、外国企業経営者への働きかけや広報・情報発信など海外現地における誘致案件創出活動を強化するとともに、個別案件の推進では、関係府省庁と連携したJETROのワンストップ支援機能の強化や、我が国中堅・中小企業と外国企業との投資提携機会の創出等に取り組む。また、JETROと連携しつつ外国企業の誘致に積極的な地方自治体の取組を全面的に支援する。さらに、総理・閣僚によるトップセールスを先進的な地方自治体とも連携しつつ、戦略的に実施する（年10件以上）。

「対日直接投資推進会議」では、進捗管理を通じてこれらの発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を直接吸い上げ、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、国家戦略特区諮問会議等と連携し、投資環境の改善に資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現を図っていく。あわせて、対内直接投資促進のための情報基盤整備として、我が国の法令外国語訳を促進する。

③新興国戦略の深化

日本企業の海外ビジネスを支える制度的基盤を整備するため、中国・ASEAN地域を中心に法制度整備支援を一層推進するとともに、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）等を活用しつつ、国際標準を各国の規制に紐づける「Standards×Regulations戦略」を推進する。あわせて、制度整備とのパッケージ化により波及効果が期待できる医療・流通・食等の分野別戦略を強化する。アフリカでは、広域市場創設につながる地域経済共同体の取組を促す。

また、こうした取組をオールジャパンで推進し、新興国市場を獲得していくため、JETROの機能強化を図りながら、「海外展開一貫支援ファストパス制度」の拡充など海外展開支援機関の連携を強化することにより現地情報の収集やパートナー探し、法務・労務・知財など

現地での課題対応を一層強力に支援し、元日本留学生・元HIDA研修生など親日派の海外人材とのネットワークの構築・強化により共創活動を促進する。

なお、海外に進出する日本企業が直面する様々な法的問題を政府として支援するため、国際的に活躍できる有能な法曹の育成を含めて、機能を強化する。

資料2

・主要国貿易投資振興機関の海外事務所の地域別配置数及び地域別配置割合（構成比）

（単位：事務所、％）

	北米	中南米	欧州 CIS	アジア	中東・ アフリ カ	大洋州	合計
日本 ＜日本貿易振興機構＞	8 (10.8)	9 (12.2)	20 (27.0)	25 (33.8)	10 (13.5)	2 (2.7)	74 (100)
韓国 ＜大韓貿易投資振興公社＞	10 (8.2)	14 (11.5)	30 (24.6)	40 (32.8)	25 (20.5)	3 (2.5)	122 (100)
フランス ＜フランス企業振興機構＞	7 (8.8)	7 (8.8)	27 (33.8)	22 (27.5)	16 (20.0)	1 (1.3)	80 (100)
イタリア ＜イタリア貿易振興機構＞	5 (7.8)	6 (9.4)	20 (31.3)	14 (21.9)	18 (28.1)	1 (1.6)	64 (100)

（注1）平成26年9月1日現在の配置数であり、経済産業省から提出のあった資料により作成。

（注2）上段は各地域別の事務所数、下段は地域別の割合である。

資料3

・各 IBSC の規模と所有形態

	部屋数	所有形態	備考
東京	23	自己所有	23 年度に部屋数を削減(32⇒23 部屋)
横浜	3	その他	23 年度に部屋数を削減(4⇒3 部屋)
名古屋	2	賃貸	25 年度に部屋数を削減(4⇒2 部屋)
大阪	3	賃貸	25 年度に部屋数を削減(5⇒3 部屋)
神戸	3	賃貸	
福岡	2	自己所有	26 年度中に部屋の常設は廃止する予定

(注1) 経済産業省から提出のあった資料により作成。

(注2) 横浜については、地方自治体より施設の提供を受けている。

・各 IBSC の入居社数と誘致成功件数

	23 年度		24 年度		25 年度	
	入居社数	誘致成功 件数	入居社数	誘致成功 件数	入居社数	誘致成功 件数
東京	78	17	88	23	83	18
横浜	2	0	5	2	7	2
名古屋	7	1	7	2	4	2
大阪	11	5	12	5	9	2
神戸	2	2	2	1	1	0
福岡	2	0	1	0	2	1

(注1) 経済産業省から提出のあった資料により作成。

(注2) 入居期間は、原則として100 営業日（ただし、東京は75 営業日）までとされている。

- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成 22 年 11 月 26 日付け政委第 30 号）〈抜粋〉

第 1 事務及び事業の見直し

2 対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の在り方

日本貿易振興機構では、全国 6 か所に IBSC を設置し、海外から日本への進出を目指す事業者に対し、一定期間、オフィスを無償（IBSC 東京については、50 営業日を超える場合につき使用料を徴収）で貸与しているが、全体の利用実績の大半（77.1 パーセント）が IBSC 東京におけるものとなっている。

また、IBSC 間において、誘致成功率については 41.6 パーセントから 100 パーセントまでの差異が、利用率についても 17 パーセントから 68 パーセントまでの差異がそれぞれみられ、さらに、東京と横浜、大阪と神戸のように近接して設置されているものもみられる。

このため、各 IBSC については、その規模について見直しを行い、効率化を図った上で、入居率が改善しないものは廃止するものとする。

また、存続させる場合においても、受益者負担の適正化の観点から、使用料を徴収することの是非について、地方公共団体も含め検討するものとする。

- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構 第三期中期目標（平成 23 年 3 月経済産業省）〈抜粋〉

2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

○ 対日投資促進

日本経済を活性化するため、対日投資を促進する。海外からのビジネス拠点や高付加価値機能の呼び込みを中心に、雇用維持・創出効果、アジア拠点化への貢献、内需拡大等の面で経済波及効果が高い案件に重点化するなど、より効果的な事業実施を図る。

また、対日投資ビジネスサポートセンターについては、自治体との連携強化による情報提供内容の充実等、ワンストップサービス機能のさらなる向上と利用促進を図りつつ、受益者負担の可能性を検討するとともに規模の見直しを行い効率化を図った上で、入居率が改善しないものは廃止する。

- ・ IBSC の入居率の推移

(単位：%)

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
東京	53	56	67	67	68	77	70
横浜	67	44	58	31	20	72	67
名古屋	68	30	47	67	48	46	41
大阪	68	33	61	51	52	57	37
神戸	44	49	58	33	25	19	8
福岡	47	24	17	46	25	13	8

(注 1) 経済産業省から提出のあった資料により作成。

(注 2) 規模の見直しについて、東京及び横浜は 23 年度に、名古屋及び大阪は 25 年度に実施。

法人の概要

独立行政法人日本貿易振興機構

所管	経済産業省	主管課	通商政策局通商政策課					中期目標期間	平成23年4月1日～27年3月31日（4年間）				
沿革	昭33.7（特）日本貿易振興会（←昭29（財）海外貿易振興会←昭26（財）海外市場調査会）＋ 昭35.7（特）アジア経済研究所（←昭33（財）アジア経済研究所） → 平10.7（特）日本貿易振興会 → 平15.10（独）日本貿易振興機構												
組織体制	本部所在地：東京都港区 地方支所：大阪本部、アジア経済研究所、国内事務所40か所（1支所あり）、海外事務所76か所（57か国）												
役員数	役員数：理事長（1）、副理事長（1）、理事（常勤6）、監事（常勤1、非常勤1）（H26.4.1現在） 常勤職員数：1,601人 非常勤職員数：257人（H26.4.1現在）												
法人の目的	我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与すること。												
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ① 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。 ② 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。 ③ 貿易取引のあっせんを行うこと。 ④ 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。 ⑤ 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。 ⑥ アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。 ⑦ アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。 ⑧ ⑥、⑦に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。 ⑨ ⑥～⑧に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。 ⑩ ①～⑨の業務に附帯する業務を行うこと。 												
H22～26年度における決算額（H26は予算額） （単位：億円）	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	
	・運営費交付金	228.4	227.2	257.7	228.4	218.6	・業務経費	298.8	251.3	252.6	287.5	277.7	
	・国庫補助金	21.9	28.8	29.7	29.5	30.9	・受託経費	39.1	17.6	15.5	12.5	45.2	
	・受託収入	42.3	18.6	17.1	13.8	48.0	・一般管理費	18.0	17.8	15.4	16.8	16.1	
	・業務収入	69.8	28.7	30.4	29.0	40.7							
	・その他の収入	3.8	2.7	1.3	1.2	0.8							
	合計	366.4	306.2	336.4	302.1	339.2	合計	356.1	286.8	283.5	316.9	339.2	

